

# 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方 について（報告）

平成22年11月11日

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議

# 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 幼小接続の現状と課題                               | 1  |
| <この章のポイント>                                   | 1  |
| 1. 幼小接続の重要性                                  | 2  |
| 2. 幼小接続に関する取組                                | 2  |
| 3. 幼小接続の課題                                   | 4  |
| 4. 本協力者会議での議論                                | 4  |
| 第2章 幼小接続の体系                                  | 6  |
| <この章のポイント>                                   | 6  |
| （幼小接続を3段構造で理解する）                             | 7  |
| 1. 教育の目的・目標　～教育の連続性・一貫性～                     | 7  |
| （1）教育基本法における幼児期の教育と児童期の教育の連続性・一貫性            | 7  |
| （2）学校教育法における幼児期の教育と児童期の教育の連続性・一貫性            | 8  |
| 2. 教育課程　～連続性・一貫性を前提として発達の段階に配慮した違いを捉える～      | 9  |
| （1）幼稚園教育要領、保育所保育指針と小学校学習指導要領における発達の段階に配慮した違い | 9  |
| （2）幼児期から児童期にかけて求められる教育課程編成等                  | 9  |
| 3. 教育活動　～学びの芽生えの時期から自覚的な学びの時期への円滑な移行～        | 10 |
| （1）学びの芽生えの時期から自覚的な学びの時期への円滑な移行               | 10 |
| （2）直接的・具体的な対象とのかかわり（人とかかわり、ものとかかわり）          | 11 |
| 4. 幼児期から児童期にかけて求められる教育                       | 11 |

第3章 幼小接続における教育課程編成・指導計画作成上の留意点…………… 13

<この章のポイント>…………… 13

1. 教育課程編成上の留意点 ～「三つの自立」と「学力の三つの要素」～…………… 15

(1) 幼児期から児童期における「三つの自立」…………… 15

(2) 生涯にわたる学習基盤の形成（学力の三つの要素）…………… 15

(3) 「三つの自立」と「学力の三つの要素」との関係…………… 16

(4) 幼児期と児童期が共通して抱える課題への対応…………… 16

2. 指導計画作成上の留意点 ～人やものとのかかわりに関すること～…………… 17

(1) 人とのかかわりに関する留意点…………… 17

(2) ものとのかかわりに関する留意点…………… 17

(3) 人やものとのかかわりと言葉や表現の関係…………… 18

(4) スタートカリキュラムの編成における留意点…………… 19

各学校・施設において幼児期の終わりまでに育ててほしい幼児の姿をイメージする  
…………… 22

第4章 幼小接続の取組を進めるための方策…………… 25

<この章のポイント>…………… 25

1. 連携・接続の体制づくり…………… 26

(1) 連携から接続への取組と教育委員会等の役割…………… 26

(2) 連携・接続に関する基本方針等の策定・共有…………… 26

2. 教職員の資質向上…………… 27

(1) 幼小接続に関し教職員に求められる資質…………… 27

(2) 研修体制…………… 28

3. 幼児期と児童期をつながりとして捉える工夫…………… 29

(1) 「接続期」という捉え方の普及…………… 29

(2) 「接続期」の期間について…………… 29

4. 家庭や地域社会との連携・協力…………… 30

## 第1章 幼小接続の現状と課題

### <この章のポイント>

- ① 子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育（幼稚園、保育所、認定こども園における教育）と児童期の教育（小学校における教育）が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることは極めて重要である。
- ② このため、新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領においては、幼小接続に関して相互に留意する旨が規定され、文部科学省・厚生労働省が共同で事例集を作成・周知するなどの取組が行われている。各学校・施設においても、幼児と児童の交流活動や幼小の教職員の意見交換等の取組はある程度行われてきている。
- ③ しかしながら、
  - ・ほとんどの地方公共団体が幼小接続の重要性を認識しているものの、その取組は十分とはいえない状況であり、
  - ・その理由は、「接続関係を具体的にすることが難しい」、「幼小の教育の違いについて十分に理解・意識していない」、「接続した教育課程の編成に積極的ではない」というもの。
  - ・こうした状況を反映して、各学校・施設においても接続のための取組は十分実施されているとはいえない状況である。

このように、幼小接続の取組を進めるには、まず何よりも子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期から児童期にかけての教育のつながりを理解するための道筋を明らかにすることが必要である。

- ④ こうした状況を踏まえ、本協力者会議では幼小接続の概念整理を中心としつつ、
  - ・幼小接続の現状と課題
  - ・幼小接続の体系
  - ・幼小接続における教育課程編成・指導計画作成上の留意点
  - ・幼小接続の取組を進めるための方策について議論し取りまとめた。

## 1. 幼小接続の重要性

幼児期の教育（幼稚園、保育所、認定こども園における教育。以下同じ。）と児童期の教育（小学校における教育。以下同じ。）は、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保し、子どもに対して体系的な教育が組織的に行われるようにすることは極めて重要である。（なお、本報告書における「幼小接続」については、幼稚園と小学校という学校同士の接続はもとより、保育所、認定こども園といった幼児期の教育を担う施設で行われる教育と小学校教育との接続も考慮した上で用いている。）

## 2. 幼小接続に関する取組

幼小接続の重要性に鑑み、平成19年の学校教育法改正において、幼稚園教育の目的として、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ことが明記されるとともに、平成21年度から全面実施された新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針や平成23年度から全面実施される小学校学習指導要領において、幼小接続に関して相互に留意する旨が規定された。また、平成21年には、文部科学省と厚生労働省が共同し、「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」を作成し、都道府県、市町村の関係部局等に周知した。

（参考）幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領（抄）

### 【幼稚園教育要領（平成20年3月）】

#### 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

##### 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

##### 2 特に留意する事項

- (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

### 【保育所保育指針（平成20年3月）】

#### 第4章 保育の計画及び評価

##### 1 保育の計画

##### (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

##### エ 小学校との連携

- (7) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

【小学校学習指導要領（平成20年3月）】

（総則）

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（生活科）

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。

（国語科）

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (6) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。

（音楽科）

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

（図画工作科）

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

これらを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校（各学校・施設。以下同じ。）では、主として、幼児と児童の交流活動や幼小の教職員の意見交換等の取組はある程度行われてきており、「幼稚園と小学校における幼児と児童の交流」の実施率は56%、「教員同士の意見交換等の交流」の実施率は55%となっている（平成20年度「幼児教育実態調査」文部科学省）。

### 3. 幼小接続の課題

一方、平成21年11月に文部科学省が実施した都道府県・市町村教育委員会に対する調査では、

- ① ほとんどの地方公共団体（都道府県教育委員会100%、市町村教育委員会99%）が幼小接続の重要性を認識。
- ② しかし、地方公共団体の取組は十分とはいえず、都道府県教育委員会の77%、市町村教育委員会の80%において幼小接続のための取組が行われていない。
- ③ その理由（複数回答：市町村教育委員会）としては、「接続関係を具体的にすることが難しい」が52%、「幼小の教育の違いについて十分理解・意識していない」が34%、「接続した教育課程の編成に積極的ではない」が23%となっている。こうした状況を反映して、「幼稚園と小学校が教育課程の編成について連携している」とする幼稚園は、16%にとどまっている（平成20年度「幼児教育実態調査」文部科学省）。

このような課題を踏まえ、今後、幼小接続の取組を一層進めるには、まず何よりも子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期から児童期にかけての教育のつながりを理解するための道筋を明らかにすることが必要である。

### 4. 本協力者会議での議論

本協力者会議では、先に述べた幼小接続の現状と課題を踏まえ、幼小接続の概念整理を中心としつつ、幼児期の教育や児童期の教育を担当する各学校・施設が教育委員会や首長部局の支援のもと、幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領に基づき、実効性ある接続を一層図っていくための考え方や教育課程編成・指導計画作成上の留意点などについて検討した。（なお、本報告書における「教育課程」には、保育所や認定こども園で編成・実施される「保育課程」を含むものとする。）

本報告書は次のような方針で構成されている。

#### ○幼小接続の現状と課題（第1章）

幼小接続の重要性、幼小接続に関する国、地方公共団体の取組の現状と、地方や現場が抱える課題とその理由について分析し、本協力者会議での議論の趣旨、報告書の構成について説明する。

#### ○幼小接続の体系（第2章）

幼小接続の取組を適切に進めるためには、その前提として、幼児期の教育と児童期の教育との関係をどう捉えるかが極めて重要となる。幼児期と児童期の教育に連続性・一貫性をもたせ、体系的な教育を組織的に行うという教育基本法の本質と、

各学校・施設での教育課程の構成原理、指導方法などの発達の段階に配慮した違いをどのように関係付けて捉えるのかなどについて、幼小接続の3段構造や学びの基礎力の育成、学びの芽生えの時期と自覚的な学びの時期、人とのかかわりとももののかかわりなどの概念を用いて体系的に整理・説明する。

○幼小接続における教育課程編成・指導計画作成上の留意点（第3章）

教育課程編成上の留意点については、幼児期から児童期にかけて求められる「三つの自立」（学びの自立、生活上の自立、精神的な自立）と小学校以降における「生涯にわたる学習基盤の形成」（学力の三つの要素）との関係について説明する。指導計画作成上の留意点については、人やものとのかかわりにおいて求められる活動や、言葉や表現との関係、スタートカリキュラムを編成する際の留意点について説明する。

○幼小接続の取組を進めるための方策（第4章）

幼児期と児童期の教育を円滑につなげるための、教職員の交流などの人的な連携から教育課程の接続に発展する過程や、それを支える教職員の資質・研修の在り方、「接続期」などの幼児期と児童期をつながりとして捉える工夫、家庭や地域社会との連携・協力について説明する。



<この章のポイント>

- ① 幼小接続を体系的に理解するためには、「教育の目的・目標」→「教育課程」→「教育活動」で展開する3段構造でとらえる必要がある。
- ② 幼児期と児童期の教育の目的・目標は、教育基本法に基づき、学校教育法において連続性・一貫性をもって構成されている。幼児期から児童期にかけての教育の目標は、生涯にわたる学びの基礎となる極めて重要なものであることから、学びの基礎力の育成というつながりとして捉えることとする。
- ③ 一方、幼児期と児童期における教育課程の構成原理やそれに伴う指導方法等には、発達の段階に配慮した違いが存在するものの、こうした違いの理解・実践は、あくまで両者の教育の目的・目標が連続性・一貫性をもって構成されているとの前提に立って行われなければならない。
- ④ また、幼児期と児童期の教育活動には、学びの芽生えの時期と自覚的な学びの時期という発達の段階の違いからくる、遊びの中での学びと各教科等の授業を通じた学習という違いがあるものの、直接的・具体的な対象とのかかわり、すなわち「人とかかわり」と「ものとかかわり」という捉え方で双方の教育活動のつながりを見通しつつ、幼児期における遊びの中での学びと児童期における各教科等の授業を通じた学習を展開することが必要である。

このような考え方のもと、

- ⑤ 幼児期の教育では、児童期における教育の内容の深さや広がりをも十分に理解した上で行われること、いわば、今の学びがどのように育っていくのかを見通した教育課程の編成・実施が求められる。

児童期の教育では、幼児期における教育の内容の深さや広がりをも十分に理解した上で行われること、いわば、今の学習がどのように育ってきたのかを見通した教育課程の編成・実施が求められる。

その際、幼児期の教育と児童期の教育は、それぞれ発達の段階を踏まえて教育を充実させることが重要であり、一方が他方に合わせるものではないことに留意する必要がある。

(幼小接続を3段構造で理解する)

幼児期の教育と児童期の教育には、子どもの発達の段階の違いに起因する、教育課程の構成原理や指導方法等の様々な違いが存在する。その一方、子ども一人一人の発達や学びは、幼児期と児童期とではっきりと分かれるものではないことから、幼児期の教育と児童期の教育との連続性・一貫性を確保することが求められる。

このようなことを踏まえると、幼小接続を円滑に行うためには、幼児期の教育と児童期の教育の違いと連続性・一貫性の調和を図ることが求められる。しかし、幼児期の教育を担当する教職員（教員と保育士）と児童期の教育を担当する小学校の教員などの関係者において、この違いと連続性・一貫性の関係について必ずしも十分に理解されているとはいえない。

幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続するには、両者の違いや連続性・一貫性を含めた接続の構造を体系的に理解することが必要であり、以下に示すように、「教育の目的・目標」→「教育課程」→「教育活動」の順に展開する3段構造でとらえることが必要である。

## 1. 教育の目的・目標 ～教育の連続性・一貫性～

### (1) 教育基本法における幼児期の教育と児童期の教育の連続性・一貫性

我が国の教育は、教育基本法に基づき、人格の完成、すなわち個人として、また社会の構成員としての理想の姿を追求することを目的としている。このため、幼児期や児童期も含め、学校教育、家庭教育、社会教育に共通する目標として、主として教育の基本事項（知・徳・体）に関する事、自分自身に関する事、社会とのかかわりに関する事、自然との共生に関する事、日本人として国際社会のかかわりの中で必要な事、の五つが掲げられている。

こうした考え方のもとで、幼児期の教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う」ものとされ、義務教育は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ」、「社会において自立的に生きる基礎を培い」、「国家及び社会の形成者としての基本的な資質を養う」ものとされている。発達の段階を踏まえ、幼児期の教育と児童期の教育（義務教育）の表現ぶりに違いはあるものの、両者は個人と社会の構成員としての理想の姿を目指す教育の一環として位置付けられ、五つの目標の達成によってその実現を図ろうとするものである点で共通している。このように、幼児期と児童期の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されている。

また、幼稚園を含めた学校教育では、「心身の発達に応じて、体系的な教育が組織

的に行われなければならない」とされ、教育を受ける者が、「学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」とともに、「自ら進んで学習に取り組む意欲を高める」ことを「重視して行われなければならない」事項として共通に掲げ、基本的な生活習慣の形成に加えて、集団性や社会規範性や学びの姿勢の形成を図ることに十分な配慮を求めている。こうした考え方は、保育所や認定こども園においても同様の考え方ができるものといえる。

## (2) 学校教育法における幼児期の教育と児童期の教育の連続性・一貫性

教育基本法における幼児期と児童期の教育の理念を踏まえ、学校教育法においてその目的・目標が具体的に規定されている。これらも、教育基本法と同様、幼児期と児童期において次のような連続性・一貫性をもって構成されている。こうした考え方は、(1)で述べたように、保育所や認定こども園においても同様の考え方ができるものといえる。

### ① 幼児期の教育と児童期の教育の目的

教育基本法における幼児期の教育の目的である、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う」ため、学校教育法では、幼稚園の教育の目的は、(i)義務教育及びその後の教育の基礎を培うこと、(ii)幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて発達を助長することの2点から構成されている。また、小学校の教育の目的は、義務教育のうち基礎的なものを施すこととされている。(i)は教育基本法の改正を受けて行われた学校教育法の改正(平成19年)において明記されたものであり、(ii)のみならず(i)も含めた調和のとれた教育こそが、幼児期の教育に求められていることを規定している。

### ② 幼児期の教育と児童期の教育の目標(学びの基礎力の育成)

上記の目的を実現するため、学校教育法では、幼稚園の教育及び義務教育の目標が設定されている。発達の段階を踏まえ、幼児期の教育(幼稚園の教育)の目標と児童期の教育(義務教育)の目標の表現ぶりに違いはあるものの、両者は共に教育基本法が掲げる教育の基本事項(知・徳・体)によって構成されており、ここにも両者の連続性・一貫性をみることができる。

児童期の教育をはじめとした義務教育は、生涯にわたって自ら学ぶ態度を培う上で重要なものであるが、それらは児童期の教育から突然始まるのではなく、幼児期との連続性・一貫性ある教育の中で成立するものである。本協力者会議では、このような重要性に鑑み、幼児期の教育と児童期の教育の目標を「学びの基礎力の育成」という一つのつながりとして捉えることとする。

## 2. 教育課程 ～連続性・一貫性を前提として発達の段階に配慮した違いを捉える～

### (1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針と小学校学習指導要領における発達の段階に配慮した違い

幼児期の教育課程の基準である幼稚園教育要領、保育所保育指針と、児童期の教育課程の基準である小学校学習指導要領には、教育課程の構成原理や指導方法等において、様々な違いが見られる。

教育課程の構成原理における顕著な違いとしては、幼児期の教育には、各教科、道徳、特別活動等（各教科等。以下同じ。）といった区別がないことのほかに、目標に関する位置付けの違いが挙げられる。すなわち、幼児期の教育が、幼児期の教育の修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などについて、「～を味わう」、「～を感じる」などのように、いわばその後の教育の方向付けを重視するのに対し、児童期の教育は、「～ができるようにする」といった具体的な目標への到達を重視するという違いである。

また、こうしたことは、幼児期の教育が幼児の生活や経験を重視する経験カリキュラムに基づき展開されるのに対し、児童期の教育が学問体系の獲得を重視する教科カリキュラムを中心に展開されるといった違いにも現れている。これらの違いは、発達の段階に配慮した違いである。

また、教育課程の構成原理におけるこうした違いは、内容、時間の設定や指導方法等にも顕著な違いをもたらすことになる。幼児期の教育は環境を通して行うこと、つまり幼児を取り巻く人的（教職員自身も含む）・物的要素全てを通して幼児を導くことで、幼児の生活や経験からの学び、自発的な活動を重視している。これにふさわしい指導方法が遊びを通じた総合的な指導である。幼児期における遊びとは、余暇活動ではなく、学びそのものであり、幼児が遊び込むことができる環境（学びに深さと広がりをもたらす環境）をいかに構築するかが教職員の指導における重要な課題となる。幼児が遊び込むことができる環境を構築し、幼児の主体的な活動を促す教職員の適切な援助があれば遊びは深まり、遊びの中で幼児は自分の課題を発見・追求するようになり、子どものもつ課題意識は高まっていく。

一方、児童期の教育においては、教科カリキュラム等の実施のため、各教科等から構成される時間割に基づく学級単位の集団指導が原則となる。ここでは、教員が教育すべき内容を具体化し効果的な指導を行うことにより、児童が目標に到達することができるようにすることが重要な課題となる。これらの違いも、発達の段階に配慮した違いといえることができる。

### (2) 幼児期から児童期にかけて求められる教育課程編成等

しかし、幼児期から児童期の境界の時期の子どもに上記の違いを厳密に適用しよう

とすると、子ども一人一人の発達や学びには必ずしも合致しないことがある。教育課程の構成原理上は必要な違いであっても、先に述べたように、子ども一人一人の発達や学びは幼児期と児童期とではっきりと分かれるものではなく、つながっているからである。幼児期と児童期における教育課程の構成原理やそれに伴う指導方法等には、発達の段階の違いに起因する違いが存在するものの、こうした違いの理解・実践は、あくまで両者の教育の目的・目標が連続性・一貫性をもって構成されているとの前提に立って行われなければならない。

幼児期の終わりには、自覚的な学びの芽生えが育ってきており、このため、教科指導こそ行わないものの、気のあった仲間同士の活動だけでなくクラスにおける共通の目標を意識したり、自分の役割を理解したりして、集団の一員としての自覚を育てる活動を重視したり、今まで遊びを通して学んできた知・徳・体の芽生えを総合化し、小学校に向けて学びを高めていくための教育課程の編成・実施が必要となる。

また、児童期の初期においては、学校の時間感覚や集団行動のきまりを理解・遵守できるような指導を段階的に取り入れつつ、児童が自分の興味・関心に基づいた活動に夢中になって取り組む中で、課題を発見したり、調べたりするなどによって学習を深めていくことができるような教育課程の編成・実施が必要となる。

### 3. 教育活動 ～学びの芽生えの時期から自覚的な学びの時期への円滑な移行～

#### (1) 学びの芽生えの時期から自覚的な学びの時期への円滑な移行

幼児期から児童期にかけては、学びの芽生えの時期から自覚的な学びの時期への円滑な移行をいかに図るかが重要となる。

「学びの芽生え」とは、学ぶということを意識しているわけではないが、楽しいことや好きなことに集中することを通じて、様々なことを学んでいくことであり、幼児期における遊びの中での学びがこれに当たる。一方、「自覚的な学び」とは、学ぶということについての意識があり、集中する時間とそうでない時間（休憩の時間等）の区別がつき、与えられた課題を自分の課題として受け止め、計画的に学習を進めることであり、小学校における各教科等の授業を通じた学習がこれに当たる。

幼児期は、自覚的な学びへと至る前の段階の発達の時期であり、この時期の幼児には遊びにおける楽しさからくる意欲や遊びに熱中する集中心、遊びでの関わりの中での気付きが生まれてくる。こうした学びの芽生えが育っていき、それが小学校に入り、自覚的な学びへと成長していく。すなわち幼児期から児童期にかけての時期は、学びの芽生えから次第に自覚的な学びへと発展していく時期である。

このため、幼児期から児童期にかけては、学びの芽生えと自覚的な学びの両者の調和のとれた教育を展開することが必要である。例えば、幼児期の教育においては、調べる、比べる、尋ねる、協同するなどの様々な手法を組み合わせながら課題を見だし解決する取組を通じて、学びの芽生えから自覚的に学ぶ意識へとつながっ

ていくよう、学びの芽生えのための活動を展開することが求められる。一方、児童期の教育においては、自覚的な学びの確立を図るとともに、楽しいことや好きなことに没頭する中で生じた驚きや発見を大切にし、学ぶ意欲を育てるといった活動を適宜取り入れることが大切である。

## (2) 直接的・具体的な対象とのかかわり（人とかかわり、ものとかかわり）

幼児期から児童期にかけての教育活動、すなわち、学びの芽生えから自覚的な学びへの円滑な移行を図る教育活動においては、発達段階を考慮し、直接的・具体的な対象とのかかわりの中で行われる必要がある。

児童期の教育は、各教科等から構成されているが、幼児期の教育には発達段階を考慮して、遊びを通じた総合的な指導を行うという大きな違いがある。しかし、教育活動という視点から整理してみると、幼児期の教育と児童期（低学年）の教育は共に、直接的・具体的な対象とのかかわりを重視している点で共通点が見られる。

具体的には、

- ・自分とかかわりや他の人・集団とかかわりである「人とかかわり」
- ・自然とかかわりや身の回りのものとかかわりである「ものとかかわり」

に大別することができる。また、人やものとかかわりを通して、子どもは対象に内包される法則性や、生命や自然に対する畏敬の念といった抽象的で高度な概念とかかわり、それらを獲得していくことになり、さらには、様々な事物や現象を捉え、それらに対する認識を深めていくようになる。

なお、このことは、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく遊びの中での学びや小学校学習指導要領に基づく各教科等における各学年で設定した具体的な資質・能力の育成を目指した学習を軽視するということではない。幼児期の教育では、人やものとかかわりという捉え方によって児童期とのつながりを見通しつつ、遊びの中での学びを展開することが、児童期の教育では、人やものとかかわりという捉え方によって幼児期とのつながりを見通しつつ、各教科等における学習を展開することが必要である。

## 4. 幼児期から児童期にかけて求められる教育

幼児期から児童期にかけての教育を3段階構造で捉えたときに、幼児期から児童期にかけて求められる教育とは、次のように整理することができる。

- ・幼児期の教育では、児童期における教育の内容の深さや広がりをも十分理解した上で行われること、いわば、今の学びがどのように育っていくのかを見通した教育課程

の編成・実施が求められる。

- ・同様に、児童期の教育では、幼児期における教育の内容の深さや広がりを十分理解した上で行われること、いわば、今の学習がどのように育ってきたのかを見通した教育課程の編成・実施が求められる。

また、その際、幼児期の教育と児童期の教育は、それぞれ発達の段階を踏まえて教育を充実させることが重要であり、一方が他方に合わせるものではないことに留意する必要がある。

<この章のポイント>

(教育課程編成上の留意点)

- ① 学びの基礎力の育成を図るため、幼児期（特に幼児期の終わり）から児童期（低学年）にかけての教育においては、「三つの自立」（学びの自立、生活上の自立、精神的な自立）を養うことが必要である。

「学びの自立」…自分にとって興味・関心があり、価値があると感じられる活動を自ら進んで行うとともに、人の話などをよく聞いて、それを参考にして自分の考えを深め、自分の思いや考えなどを適切な方法で表現すること。

「生活上の自立」…生活上必要な習慣や技能を身に付けて、身近な人々、社会及び自然と適切にかかわり、自らよりよい生活を創り出していくこと。

「精神的な自立」…自分のよさや可能性に気づき、意欲や自信をもつことによって、現在及び将来における自分自身の在り方に夢や希望をもち、前向きに生活していくこと。

- ② また、児童期及びそれ以降の教育においては、生涯にわたる学習基盤の形成、すなわち「学力の三つの要素」（「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」）の育成に特に意を用いなければならない。

- ③ こうしたことを踏まえ、幼児期の終わりにおいては、この時期にふさわしい「三つの自立」を養うことを目指すとともに、児童期（低学年）においては、この時期にふさわしい「三つの自立」を養うことを含め、教育活動全体を通じて「学力の三つの要素」を培うことが求められる。

- ④ 幼児期から児童期にかけての教育においては、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しない（いわゆる「小1プロブレム」）などの課題を抱えている学校が見られる。これらの課題は、幼児期の教育の責のみに帰することも、児童期の教育の責のみに帰することもできず、両者が課題を共有し、①～③に留意しつつ共に手を携えて解決のための取組を進めていかななければならない。

(指導計画作成上の留意点)

- ① 人とのかかわりにおける留意点

・幼児期の終わりにおいては、社会の構成員としての自覚をもって活動を始める重要な時期であることに鑑み、幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、相談したり互いの考えに折り合いをつけたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもってやり遂げる活動を計画的に進めることが必要である。



- ・ 児童期（低学年）においては、幼児期における人とのかかわりの指導の状況や実際の子どもの発達や学びの状況を十分把握しつつ、学校教育活動全体を通じ、与えられた課題について友達と助け合いながら、自分が果たすべき役割（学習や仕事）をしっかりと果たすといった集団規範性の形成を図る活動を計画的に進めることが必要である。その際、幼児期の教育の方法を取り入れていくことも考えられる。
- ② ものとのかかわりにおける留意点
- ・ 幼児期の終わりにおいては、「思考力の芽生え」、「言葉の正しい使い方」、「豊かな感性と表現力の芽生え」（学校教育法）について、今まで学んできたことを総合化し、小学校生活に向けて学びを高めていくため、幼児の興味・関心や生活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で感得した法則性、言葉や文字、数量的な関係などを組み合わせて課題を解決したり、場面に応じて適切に使ったりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる活動を計画的に進めることが必要である。
  - ・ 児童期（低学年）においては、幼児期におけるものとのかかわりの指導の状況や実際の子どもの発達や学びの状況を十分把握しつつ、各教科等の指導を通じ、日常生活に必要な基礎的な国語の能力、生活に必要な数量的な関係の正しい理解や基礎的な処理能力、生活にかかわる自然事象についての実感的な理解と基礎的な能力、音や音楽のよさや面白さを感じ取りながら表現・鑑賞する能力、身近な自然物や人工の材料の形や色などから発想や構想の能力などの育成を図るための活動を計画的に進めることが必要である。その際、幼児期の教育の方法を取り入れていくことも考えられる。
- ③ また、人やものとのかかわりを支えるために重要な役割を担うのが言葉や表現である。言葉や表現は学びの基礎力を育む上で極めて重要であり、学びの基礎力が育まれる中で言葉や表現も発達していく。
- こうした言葉や表現の重要性を踏まえ、言葉や表現を通じて他の子どもや教職員・保護者とのやりとりを行うことで気付きや思考を深めようとする活動が展開されるよう留意することが必要である。
- ④ 小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムが生活科などを中心に各小学校において進められており、今後ともその取組を進めていく必要がある。スタートカリキュラムを編成する上での主な留意点は次のとおりである。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること
  - ・ 個々の児童に対応した取組であること
  - ・ 学校全体での取組とすること
  - ・ 保護者への適切な説明を行うこと
  - ・ 授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること
- ⇒各学校・施設において幼児期の終わりまでに育てほしい幼児の姿をイメージする（22～24頁）

幼児期から児童期の教育課程や指導計画につながりをもたせるためには、発達の段階に配慮しつつ、以下の点に留意することが必要である。

## 1. 教育課程編成上の留意点 ～「三つの自立」と「学力の三つの要素」～

### (1) 幼児期から児童期における「三つの自立」

幼児期（特に幼児期の終わり）における学びの基礎力の育成において重要であるのは、幼児が人やものに興味をもち、かかわる中で様々なことに気付くとともに、それらを深め、広げていく過程の中で、自己発揮と自己抑制を調整する力を育むことであり、それらを通じて、個人として、また社会の構成員としての自立への基礎を養うことである。

具体的には、「学びの自立」、「生活上の自立」、「精神的な自立」の「三つの自立」を養うことであり、それぞれの内容は次のとおりである。こうした考え方は、幼児期の教育との接続を図る上で重要な役割を果たす小学校低学年の生活科の目標に通ずるものであることにも留意する必要がある。

「学びの自立」……自分にとって興味・関心があり、価値があると感じられる活動を自ら進んで行うとともに、人の話などをよく聞いて、それを参考にしながら自分の考えを深め、自分の思いや考えなどを適切な方法で表現すること。

「生活上の自立」…生活上必要な習慣や技能を身に付けて、身近な人々、社会及び自然と適切にかかわり、自らよりよい生活を創り出していくこと。

「精神的な自立」…自分のよさや可能性に気付き、意欲や自信をもつことによって、現在及び将来における自分自身の在り方に夢や希望をもち、前向きに生活していくこと。

### (2) 生涯にわたる学習基盤の形成（学力の三つの要素）

一方、児童期及びそれ以降の教育においては、具体的な資質や能力を育むという観点から、学校教育法第30条に規定されているように、生涯にわたる学習基盤の形成、すなわち「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の育成に特に意を用いなければならないとされている。これらは「学力の三つの要素」と呼ばれるものであり、先に述べた「三つの自立」とともに、児童期の教育において、学びの基礎力の育成を図る上で重視されるべきものである。

### (3) 「三つの自立」と「学力の三つの要素」との関係

このように、幼児期から児童期にかけての教育においては、学びの基礎力の育成を図るため、「三つの自立」を養うことに重点を置くとともに、児童期の教育においては「学力の三つの要素」を培うことを重視する必要がある。

こうしたことを踏まえ、幼児期の終わりにおいては、この時期にふさわしい「三つの自立」を養うことを目指すことが求められる。その際、幼児期の「三つの自立」の育成が、児童期の「三つの自立」や「学力の三つの要素」の育成につながっていくことを踏まえ、今の学びがどのように育っていくのかを見通すことが重要である。

児童期（低学年）においては、この時期にふさわしい「三つの自立」を養うことを含め、教育活動全体を通じて「学力の三つの要素」を培うことが求められる。その際、児童期の「三つの自立」や「学力の三つの要素」の育成が、幼児期の「三つの自立」の育成とつながっていることを踏まえ、今の学習がどのように育ってきたのかを見通すことが重要である。

### (4) 幼児期と児童期が共通して抱える課題への対応

近年の子どもの育ちについては、基本的な生活習慣が身に付いていない、他者とのかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていないなどの課題が指摘されている。また、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況（いわゆる「小1プロブレム」）にある学校が見られる。加えて、多くの情報に囲まれた環境にいるため、世の中についての知識は増えているものの、それらは断片的で受け身的なものが多く、学習に対する意欲や関心が低いとの指摘がある。

これらはまさに幼児期から児童期にかけての学びの基礎力の育成の在り方に関わる問題、すなわち「学びの自立」、「生活上の自立」、「精神的な自立」を培うことや「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」といった生涯にわたる学習基盤の形成の在り方に関わる問題である。しかし、一般に、幼児期の教育を担当する教職員は児童期の教育にあまり関心を示さず、幼児期の教育とそれ以降の教育との関係を十分に理解・意識せずに幼児を教育する傾向があり、また、児童期の教育を担当する小学校の教員は、幼児期の教育にあまり関心を示さず、十分理解・意識せずに、あたかも児童を白紙の状態から指導しようとする傾向があるといわれる。

幼児期と児童期の教育が連続性・一貫性をもっていることに鑑みれば、これらの課題の責任を幼児期の教育のみに帰することも、児童期の教育のみに帰することもできない。両者が課題を共有し、(1)～(3)に留意しつつ共に手を携えて解決のための取組を進めていかなければならない。

これらの幼児期と児童期が共通して抱える課題の解決のための具体的な手立てについては、次の「2. 指導計画作成上の留意点」において、より具体的に述べているので、各学校・施設においては、これらを手掛かりに、創意工夫し、それぞれの実情に応じた取組を進めていくことが必要である。

## 2. 指導計画作成上の留意点 ～人やものとのかかわりに関すること～

### (1) 人とのかかわりに関する留意点

#### ① 幼児期

幼児期の終わりにおいては、社会の構成員としての自覚をもって活動を始める重要な時期であることに鑑み、各幼稚園、保育所、認定こども園においては、友達同士で自主的に目標をもち、その達成に向け創意工夫してきた仲間関係やクラスへの帰属意識を基盤として、幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、相談したり互いの考えに折り合いをつけたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもってやり遂げる活動を計画的に進めることが必要である。そのため、教職員は指導計画の下でねらいをもって指導に取り組むことが必要である。

#### ② 児童期

児童期（低学年）においては、幼児期における人とのかかわりの指導の状況や実際の子どもの発達や学びの状況を十分把握しつつ、学校教育活動全体を通じ、与えられた課題について友達と助け合いながら、自分が果たすべき役割（学習や仕事）をしっかりと果たすといった集団規範性の形成を図り、楽しく充実した集団生活ができるような活動を計画的に進めることが必要である。

その際、幼児期の教育では、遊びの中から、幼児にルールやきまりを決めさせたりするが、小学校では教員がルールやきまりを児童に指示することが多い。幼児の思いや考えから豊かな学びを展開していくなどといった幼児期の教育の方法を、小学校において、児童の発達の段階や各教科等の指導の目標・内容に応じ、取り入れていくことも考えられる。

### (2) ものとのかかわりに関する留意点

#### ① 幼児期

幼児期の終わりにおいては、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などの「身近な社会生活、生命及び自然に対する思考力の芽生え」、「言葉の正しい使い方」、「豊かな感性と表現力の芽生え」（学校教育法）について、今まで学んできたことを総合化し、小学校生活に向けて学びを高めていく時期である。

このため、各幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼児の興味・関心や生

活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で感得した法則性、言葉や文字、数量的な関係などを組み合わせて課題を解決したり、場面に応じて適切に使ったりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる活動を計画的に進めることが必要である。そのため、教職員は指導計画の下でねらいをもって指導に取り組むことが必要である。

## ② 児童期

児童期（低学年）においては、幼児期におけるものとのかかわりの指導の状況や実際の子どもの発達や学びの状況を十分把握しつつ、各教科等の指導を通じ、日常生活に必要な基礎的な国語の能力、生活に必要な数量的な関係の正しい理解や基礎的な処理能力、生活にかかわる自然事象についての実感的な理解と基礎的な能力、音や音楽のよさや面白さを感じ取りながら表現・鑑賞する能力、身近な自然物や人工の材料の形や色などからの発想や構想の能力などの育成のための活動を計画的に進めることが必要である。

また、幼児期の教育は、幼児の遊びや生活を基盤に、幼児の興味・関心から活動を展開し、価値ある学びを生み出していくことを中心に展開されている。こうした幼児期の教育の方法を、小学校において、児童の発達の段階や各教科等の目標・内容に応じ、取り入れていくことも考えられる。

## (3) 人やものとのかかわりと言葉や表現の関係

人やものとのかかわりを支えるために重要な役割を担うのが言葉や表現であり、気付きや思考を深める上で極めて重要である。また、言葉や表現は学びの基礎力を育む上でも極めて重要であり、学びの基礎力が育まれる中で、言葉や表現も発達していく。

こうした言葉や表現の重要性を踏まえ、各学校・施設においては、言葉や多様な表現を通じて他の子どもや教職員・保護者とのやりとりを行うことで気付きや思考を深めようとする活動が展開されるよう留意することが必要である。

また、小学校においては、特に第1学年において、国語科において幼児期の教育の言葉に関する内容などとの関連、音楽科と図画工作科において幼児期の教育の表現に関する内容などとの関連を考慮することとされていることを十分踏まえて指導の工夫改善を行う必要がある。

なお、教職員には、表に現れた言葉や表現の正確性だけに目を奪われるのではなく、適切に言葉や表現にしようとするために考え込んでいる子どもなどを察知し、具体的に支援することが求められる。

#### (4) スタートカリキュラムの編成における留意点

##### (スタートカリキュラムの意義)

幼児期と児童期の教育との接続を円滑に進めることは、児童の円滑な小学校生活のスタートにつながるとともに、小学校としても現在問題となっているいわゆる「小1プロブレム」の発生を防止することにつながるなど、小学校側に大きなメリットを与えるものである。

このため、各小学校では、従来から、学校や学級生活への円滑な適応に関する指導が行われており、学級活動、学校行事、児童会活動など特別活動においても、接続を意識した生活や集団、学習への適応指導や集団活動が行われている。

それに加えて、小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムが生活科などを中心に各小学校において進められている。

生活科は、教科の性格上、国語、音楽、図画工作などの他教科等との合科的・関連的な指導を行うことが期待されており、新しい小学校学習指導要領生活科の解説では、小学校に入学した児童の学校生活への適応を進めるために「スタートカリキュラム」を編成し、生活科を中心とした合科的な指導を積極的に行うことが示された。

このような生活科などを中心としたスタートカリキュラムの取組は今後も進めていく必要があり、その取組を進めるに当たっては、小学校低学年の教育課程全体を視野に入れて行われることが重要である。

##### (参考) スタートカリキュラム等に関する小学校学習指導要領・同解説の記述

###### <小学校学習指導要領 第1章 総則>

###### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(4) 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

###### <小学校学習指導要領解説 総則編>

特に第1学年入学当初における生活科を中心とした合科的な指導については、新入生が、幼児教育から小学校教育へと円滑に移行することに資するものであり、幼児教育との連携の観点から工夫することが望まれる。

###### <小学校学習指導要領 第2章 第5節 生活>

###### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。

<小学校学習指導要領解説 生活編>

例えば、4月の最初の単元では、学校を探検する生活科の学習活動を中核として、国語科、音楽科、図画工作科などの内容を合科的に扱い大きな単元を構成することが考えられる。こうした単元では、児童が自らの思いや願いの実現に向けた活動を、ゆったりとした時間の中で進めていくことが可能となる。大単元から徐々に各教科に分化していくスタートカリキュラムの編成なども効果的である。

(スタートカリキュラム編成における主な留意点)

スタートカリキュラムについては、各地域や小学校、児童の状況が異なることから、どのような期間、どのような方法で行うべきかは、それぞれの小学校において判断し、適切に実施されるべきものである。

そのような多様性を踏まえた上で、おおむね各小学校において次の点について配慮した適切なスタートカリキュラムを進めることが必要である。

① 幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との間で、子どもに対する連続性・一貫性のある教育を推進するため、相互に連携協力し、子どもの実態や指導の在り方などについて理解を深めるとともに、幼児期の生活や教育の成果を積極的に生かして、スタートカリキュラムを編成することが重要である。このことは、それぞれの役割と責任の再確認、広い視野に立った教育活動の改善充実にもつながるものである。

このほか、幼児と児童の交流など幼小合同での活動を適宜取り入れることも考えられる。

② 個々の児童に対応した取組であること

小学校入学時は、幼稚園、保育所、認定こども園において教育を受けてきた者、受けてきていない者など、児童一人一人の発達や学びの個人差があることから、児童一人一人の幼児期の教育や経験を見通したきめ細かい指導が求められる。

また、小学校になじめず不適応を起こす児童や、学校が把握しないまま特別な支援が必要な児童が入学することなども考えられることから、それらの児童に対する適切な支援が必要である。

こうした個々の児童に対応したきめ細かい指導や適切な支援のためには、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との間で連携協力し、指導要録・保育要録・子ども要録等の活用等により、子どもの発達や学びの状況に関する情報を共有することが大切である。

③ 学校全体での取組とすること

小学校入学当初の時期は、その後の学校生活を支え、適切な義務教育のスタートを切るという大切な時期であり、学年における合同授業や異学年の児童との交流活動を行う場合も想定されることから、その意義等について学校全体で共有すること

が必要である。

また、チーム・ティーチングや少人数指導など、個々の児童に対応した取組を行うために、学級担任や学年の全担任が参加することはもとより、専科教員や養護教諭、栄養教諭等も含め対応可能な教職員により対応するような例も見られ、学年単位はもとより学校全体での取組を進めることが重要である。

さらに、学校地域支援本部などの協力を求め、ボランティア等の協力を得ることも考えられる。

④ 保護者への適切な説明を行うこと

児童の円滑な小学校生活への適応を図る上で、保護者による児童への支援が重要であり、スタートカリキュラムの意義や具体的な指導について保護者に適切に説明することが求められる。

⑤ 授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること

幼児期の教育における学びの形態を踏まえ、45分の授業時間にとらわれず、例えば、20分や15分程度のモジュールで時間割を構成したりすることも考えられる。また、小学校という学習空間への適応やそこでの人間関係づくりなどが円滑に行われるようなスタートカリキュラムの編成も考えられる。

上記のような点に留意し各小学校において、児童の実態にあわせて実施することが重要である。現在でも各小学校において多様な取組が進められており、各小学校における取組を支援するため、国においても、先進的な取組について事例集を作成するなどの情報収集・提供を進めていくことが求められる。



各学校・施設において幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿をイメージする

幼稚園教育要領や保育所保育指針では、小学校学習指導要領と異なり、「～を味わう」、「～を感じる」などのように、いわばその後の教育の方向付けを重視した目標で構成されている。これは、先に述べたように、発達の段階に配慮した違いである。

しかし、このような違いがあることから、児童期については小学校学習指導要領において育つべき具体的な姿が示されているのに対し、幼児期については幼稚園教育要領や保育所保育指針からは具体的な姿が見えにくいという指摘がある。

幼児期の発達の段階を踏まえれば、幼児期の教育において、学年ごとに到達すべき目標を一律に設定することは適切とはいえないが、各幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿を具体的にイメージして、日々の教育を行っていく必要がある。また、各小学校においては、各幼稚園、保育所、認定こども園と情報を共有し、幼児期の終わりの姿を理解した上で、幼小接続の具体の取組を進めていくことが求められる。

各幼稚園、保育所、認定こども園においては、以下の例を参考にしながら、幼児の発達等の状況を踏まえて、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿をイメージしつつ、豊かな教育活動が展開されるよう工夫してほしい。

#### 【幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿（参考例）】

##### （イ）健康な心と体

- （例）・体を動かす様々な活動に目標をもって挑戦したり、困難なことにつまずいても気持ちを切り替えて乗り越えようとしたりして、主体的に取り組む。
- ・いろいろな遊びの場面に応じて、体の諸部位を十分に動かす。
  - ・健康な生活リズムを通して、自分の健康に対する関心や安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にす気持ちをもつ。
  - ・衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動の必要性に気づき、自分でする。
  - ・集団での生活の流れなどを予測して、準備や片付けも含め、自分たちの活動に、見通しをもって取り組む。

##### （ロ）自立心

- （例）・生活の流れを予測したり、周りの状況を感じたりして、自分でしなければならないことを自覚して行う。
- ・自分のことは自分で行い、自分でできないことは教職員や友達の助けを借りて、自分で行う。
  - ・いろいろな活動や遊びにおいて自分の力で最後までやり遂げ、満足感や達成感をもつ。

(ハ) 協同性

- (例) ・ いろいろな友達と積極的にかかわり、友達の思いや考えなどを感じながら行動する。
- ・ 相手に分かるように伝えたり、相手の気持ちを察して自分の思いの出し方を考えたり、我慢したり、気持ちを切り替えたりしながら、わかり合う。
  - ・ クラスの様々な仲間とかかわりを通じて互いのよさをわかり合い、楽しみながら一緒に遊びを進めていく。
  - ・ クラスみんなで共通の目的をもって話し合ったり、役割を分担したりして、実現に向けて力を発揮しやり遂げる。

(ニ) 道徳性の芽生え

- (例) ・ 相手も自分も気持ちよく過ごすために、してよいことと悪いこととの区別などを考えて行動する。
- ・ 友達や周りの人の気持ちを理解し、思いやりをもって接する。
  - ・ 他者の気持ちに共感したり、相手の立場から自分の行動を振り返ったりする経験を通して、相手の気持ちを大切に考えながら行動する。

(ホ) 規範意識の芽生え

- (例) ・ クラスのみんなと心地よく過ごしたり、より遊びを楽しくするためのきまりがあることが分かり、守ろうとする。
- ・ みんなで使うものに愛着をもち、大事に扱う。
  - ・ 友達と折り合いをつけ、自分の気持ちを調整する。

(ヘ) いろいろな人とかかわり

- (例) ・ 小学生・中学生、地域の様々な人々に、自分からも親しみの気持ちを持って接する。
- ・ 親や祖父母など家族を大切にしようとする気持ちをもつ。
  - ・ 関係の深い人々との触れ合いの中で、自分が役に立つ喜びを感じる。
  - ・ 四季折々の地域の伝統的な行事に触れ、自分たちの住む地域に一層親しみを感じる。

(ト) 思考力の芽生え

- (例) ・ 物との多様なかかわりの中で、物の性質や仕組みについて考えたり、気付いたりする。
- ・ 身近な物や用具などの特性や仕組みを生かしたり、いろいろな予想をしたりし、楽しみながら工夫して使う。

(チ) 自然とかかわり

- (例) ・ 自然に出会い、感動する体験を通じて、自然の大きさや不思議さを感じ、畏敬の念をもつ。
- ・ 水や氷、日向や日陰など、同じものでも季節により変化するものがあることを感じ取ったり、変化に応じて生活や遊びを変えたりする。
  - ・ 季節の草花や木の実などの自然の素材や、風、氷などの自然現象を遊びに取り入れたり、自然の不思議さをいろいろな方法で確かめたりする。

(リ) 生命尊重、公共心等

- (例) ・身近な動物の世話や植物の栽培を通じて、生きているものへの愛着を感じ、生命の営みの不思議さ、生命の尊さに気づき、感動したり、いたわったり、大切にしたりする。
- ・友達同士で目的に必要な情報を伝え合ったり、活用したりする。
  - ・公共の施設を訪問したり、利用したりして、自分にとって関係の深い場であることが分かる。
  - ・様々な行事を通じて国旗に親しむ。

(ヌ) 数量・図形、文字等への関心・感覚

- (例) ・生活や遊びを通じて、自分たちに関係の深い数量、長短、広さや速さ、図形の特徴などに関心を持ち、必要感をもって数えたり、比べたり、組み合わせたりする。
- ・文字や様々な標識が、生活や遊びの中で人と人をつなぐコミュニケーションの役割をもつことに気づき、読んだり、書いたり、使ったりする。

(ル) 言葉による伝え合い

- (例) ・相手の話の内容を注意して聞いて分かったり、自分の思いや考えなどを相手に分かるように話したりするなどして、言葉を通して教職員や友達と心を通わせる。
- ・イメージや考えを言葉で表現しながら、遊びを通して文字の意味や役割を認識したり、記号としての文字を獲得する必要性を理解したりし、必要に応じて具体的な物と対応させて、文字を読んだり、書いたりする。
  - ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうことを通して、その言葉のもつ意味の面白さを感じたり、その想像の世界を友達と共有し、言葉による表現を楽しんだりする。

(ロ) 豊かな感性と表現

- (例) ・生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにもちながら、楽しく表現する。
- ・生活や遊びを通して感じたことや考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったり、演じて遊んだりする。
  - ・友達同士で互いに表現し合うことで、様々な表現の面白さに気付いたり、友達と一緒に表現する過程を楽しんだりする。

<この章のポイント>

- ① 幼小接続の取組は、教職員の交流などの人的な連携から始まり、次第に両者が抱える教育上の課題を共有し、やがて幼児期から児童期への教育のつながりを確保する教育課程の編成・実施へと発展していく。その際、都道府県・市町村には、教育委員会を中心として関係部局が連携し、各学校・施設へ積極的な支援を行うなどのリーダーシップが求められる。
- ② 幼小接続のための連携・接続の関係を明らかにして各学校・施設が共有し、後戻りのない取組を進めていくことが必要である。その際、都道府県や市町村の教育委員会等があらかじめ連携・接続に関する基本方針や支援方策を策定し、各学校・施設はそれらを踏まえて連携や接続のための取組を進めることが望ましい。
- ③ 幼小接続に関し教職員に求められる資質としては、
  - ・ 幼児期と児童期の教育課程・指導方法等の違い、子どもの発達や学びの現状等を正しく理解する力
  - ・ 幼児期の教育を担当する教職員は児童期の教育を見通す力  
児童期の教育を担当する教員は幼児期の教育を見通す力
  - ・ 上記を踏まえ、今の教育活動を構成・実践する力
  - ・ 他の教職員や保護者と連携・接続のために必要な関係を構築する力があり、こうした資質の向上を図るべく、各学校・施設研修や行政主催研修といった研修体制を確立する必要がある。
- ④ 幼小接続を積極的に進めるためには、幼児期と児童期をつながりとして捉える工夫が必要であり、幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉える考え方を普及することが必要である。「接続期」の始期・終期については、各学校・施設において、適切な期間を設定して幼小接続の実践を工夫していくことが必要である。また、国においては、研究開発学校等において接続期に関する研究を支援するなどの取組が求められる。
- ⑤ 家庭や地域社会との連携・協力が重要であり、共に子どもを育てていくという視点に立って、家庭や地域社会との連携を深め、子どもの生活の充実と活性化を図ることが大切である。このため、幼小接続に関する保護者の理解を得て小学校就学の不安の解消のための取組を行うことが必要である。また、障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもに対する幼小接続に当たっては、家庭や地域の医療、福祉等の関係機関と連携することが必要である。家庭や地域の人々、関係機関の理解の広がりや、各学校・施設の教育への連携・協力の意識を高めることが期待できる。

## 1. 連携・接続の体制づくり

### (1) 連携から接続への取組と教育委員会等の役割

幼小接続の取組は、教職員の交流などの人的な連携から始まり、次第に両者が抱える教育上の課題を共有し、やがて幼児期から児童期への教育のつながりを確保する教育課程の編成・実施へと発展していく。

こうした取組を進める上で重要なのが、教育委員会をはじめとした各学校・施設の所管部局の役割である。とりわけ、各学校・施設同士の合意形成や連携の開始などの初期段階においては様々な困難を伴うことから、教育委員会を中心として関係部局が連携し、地方公共団体としての積極的な支援を行うなどのリーダーシップを発揮する必要がある。

### (2) 連携・接続に関する基本方針等の策定・共有

第1章で述べたように、多くの都道府県・市町村が接続の重要性を認識しながらも、「接続関係を具体的にすることが難しい」などの状況にある。連携・接続の取組を後戻りせずに進めていくためには、各教育委員会等がリーダーシップを発揮して、各学校・施設が連携から接続へと発展する過程を共有し、組織的・計画的に取り組むことが必要である。

連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安は、次のとおりである。

#### **ステップ0 連携の予定・計画がまだ無い。**

⇒地方公共団体が連携の重要性を理解するための教職員向け説明会・研修会等を開催するなど、連携に向けた環境づくりが必要。連携・接続のために各学校・施設同士の合意ができる環境を整えていく。

#### **ステップ1 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。**

⇒教育委員会等の支援のもと、各学校・施設に担当者を置き、定期的に意見交換会を開催。意見交換の中から、交流授業、行事などを企画・実施し、子ども同士の交流、教職員の交流を推進。その際、各学校・施設では全教職員の理解と協力のもとで行われるよう留意。

#### **ステップ2 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。**

⇒年数回程度の授業、行事、研究会などの交流を年間指導計画などに位置付けて実施。事前だけでなく事後の反省・検証を行うことで次につなげていく。教育委員会等の主催・支援のもと、接続を見通した教育課程の編成・実施に向けた取組を始める。

### ステップ3 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

⇒恒常的な授業、行事、研究会などの交流に発展。連携の実践を踏まえ、接続を見通した教育課程を編成・実施する。

### ステップ4 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

⇒接続を見通した教育課程を編成・実施するとともに、学期末ごとや年度末に事後の反省・検証を行うことにより、PDCAサイクルを確立し、次年度以降の改善につなげる。

その際、都道府県や市町村の教育委員会等が上記の目安を参考にして、あらかじめ幼小の連携・接続に関する基本方針や支援方を策定し、各学校・施設はそれに基づき連携や接続のための教育課程の編成・実施を進めることが望ましい。

いずれにしても、各学校・施設の所管部局は、連携・接続の進捗状況を把握・評価し、各学校・施設に対し適切な指導・助言等を行うことが求められる。

## 2. 教職員の資質向上

### (1) 幼小接続に関し教職員に求められる資質

幼小接続に関し、教職員は、まず長期的かつ柔軟な視点で幼児期と児童期をつながりとして捉え、その上で発達の段階などに留意しつつ、子どものよさや長所を生かす教育活動を冷静に計画・構成し、使命感や情熱を持って目の前の子どもに集中し教え導くことが求められる。

具体的には、

- ① 幼児期と児童期の教育課程・指導方法等の違い、子どもの発達や学びの現状等を正しく理解する力
- ② 幼児期の教育を担当する教職員は児童期の教育を見通す力  
児童期の教育を担当する教員は幼児期の教育を見通す力
- ③ ①②を踏まえ、今の教育活動を構成・実践する力
- ④ 他の教職員や保護者と連携・接続のために必要な関係を構築する力が求められる。

特に、①～③については、幼稚園、保育所、認定こども園の教職員が幼稚園教育要領や保育所保育指針を理解・実践するだけでも、また、小学校の教員が小学校学習指導要領を理解・実践するだけでも到達しえず、両者の連続性・一貫性を理解し実践することによって初めて成り立つものといえる。

## (2) 研修体制

教職員の資質向上のためには、それにふさわしい以下のような各学校・施設研修や行政主催研修が必要となる。

各学校・施設研修…①各学校・施設で行う園（校）内研修、②幼小の関係施設による合同研修。

①の園（校）内研修は、例えば、この報告書をテキストとしながら、教育の目的・目標や教育課程の連続性・一貫性と発達段階に配慮した違いとの関係との整合を体系的に理解することに重点を置くことが必要である。また、幼児期側は学習指導要領、児童期側は教育要領・保育指針を熟読し理解を深め、その上で自らの教育課程の在り方を再検討し、関係する学校・施設等への疑問・要望等を整理することが重要である。

②の合同研修は、①を実施した上で開催し、具体的な連携・接続の取組を進める環境を醸成する上で重要である。互いのよさや違いを実感する観察研修（授業・保育等の見学等）から実際の教育活動に携わる参加研修へと進み、接続を見通した教育課程の編成・実施への基盤づくりとすることが望ましい。

※上記の研修を各学校・施設単独で毎年行うことが困難な場合には、例えば、①⇒②を複数年度で実施することや共催するなどの工夫が必要である。

行政主催研修……………①理論研修、②実地研修。

①の理論研修は、例えば、この報告書の内容について、教育学的、心理学的に更に深めることなどが考えられる。

②の実地研修では、各学校・施設研修の②でも言及した観察研修、参加研修を実施した後、接続を見通した教育課程の編成・実施のための相互参加実習を行うことが考えられる。

※行政主催研修を市町村単独で毎年行うことが困難な場合には、例えば、①⇒②を複数年度で実施することや、都道府県や複数市町村と共催するなどの工夫が必要である。

各教育委員会等や各学校・施設においては、上記の内容を踏まえて研修体制を整え、組織的、計画的に研修を進め、教職員の資質向上に努めることが必要である。

なお、大学・短大においては、本報告書の指摘を踏まえ、幼稚園・小学校教員養成課程・保育士養成課程における教育の検証・再編を行うなど、幼小接続に関する教職員の資質向上に努めることが求められる。

### 3. 幼児期と児童期をつながりとして捉える工夫

#### (1) 「接続期」という捉え方の普及

幼児期の教育と児童期の教育は、隣接する教育段階にありながら、発達段階の違いが強く意識されてきた。しかし、幼小接続を進める観点から、これからは幼児期と児童期をつながりとして捉える工夫が求められる。このため、本報告書では、幼児期と児童期の教育目標を学びの基礎力の育成という共通概念で捉えたり、教育活動を人とのかかわりとももののかかわりという共通概念で捉えたりするなどの工夫を行っている。

加えて、本協力者会議では、幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉えることを提唱したい。幼児期と児童期自体をつながりで捉えようとするこの考え方は、これまでも一部の教育関係者の間で行われてきたが、今後、これが関係者の共通概念として一層普及することは、幼小接続の取組を積極的に進める上で極めて重要であると考えられる。

#### (2) 「接続期」の期間について

接続期は、学びの基礎力の育成期間である幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間であるが、幼児期の教育から児童期の教育への単なる準備期間や馴れの期間と捉えるべきではない。幼児期全体と児童期全体を通じた子どもの発達や学びの連続性を意識することが必要であり、その中で、幼児期の年長から児童期（低学年）の期間における子どもの発達や学びの連続性を踏まえて、接続期を捉える必要がある。

なお、実際に、各学校・施設において接続期の始期・終期をどのように設定するかについては、各学校・施設が、地域や各学校・施設、子どもの実態等を踏まえ、適切な期間を設定して幼小接続の実践を工夫していくことが必要である。また、国においては、研究開発学校等において接続期に関する研究を支援するなどの取組が求められる。

#### (参考) 接続期に関する取組例

##### ○お茶の水女子大学附属幼稚園、附属小学校

- ・幼稚園と小学校をつなぐ時期として、「接続期」を設定。
- ・「接続期」を前期（5歳児10月～3月）、中期（小学校1年生入学～4月）、後期（1年生5月～7月）の三つの時期に分けて、それぞれの時期にふさわしい教育内容や方法を工夫。
- ・接続期前期（幼稚園）では、「からだ」、「もの」、「ことば」、「なかま」の四つの視点で保育分野を構成し、総合的な生活の中での学びを重視。接続期中期・後期



(小学校)では、幼稚園での生活の中での学びをつなげていくことを目指して、既存の教科等を「からだ」、「かずとかたち」、「ことば」、「なかま」の四つの学習分野に再編し、柔軟に学習内容を選定したり、分野間のつながりも意識しながら実践。

#### ○東京都品川区

- ・ 保育園・幼稚園と小学校の保育・教育活動の連携の強化や滑らかな接続を目指して、5歳児10月から小学校1年生1学期までの「ジョイント期」における具体的な保育・教育内容を充実させるよう、指導のポイントや実践事例等をまとめた「ジョイント期カリキュラム」を作成。
- ・ 「ジョイント期」において育てたい力を「生活する力」(環境の変化に適応する力、身辺自立や生活習慣等に関する力)、「かかわる力」(様々な人とかかわりあいながら自己を発揮し、共に生活を創り出す力)、「学ぶ力」(小学校以降の学習の基礎となる興味・関心や意欲、能力等)の三つにまとめ、保育園・幼稚園では小学校生活へつながる保育・教育活動を、小学校では保育園・幼稚園での経験をいかした指導の工夫を求めている。

#### 4. 家庭や地域社会との連携・協力

教育基本法第13条において、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」ことが規定されている。各学校・施設においては、家庭や地域の人々、関係機関と共に子どもを育てていくという視点に立って、家庭や地域社会との連携を深め、子どもの生活の充実と活性化を図ることが大切である。

一方、小学校就学前後の保護者は、我が子がうまく小学校生活に馴染めるか不安を抱き、また、そうした不安を解消してくれる機会が増えることを望んでいる。

このため、そうした保護者の不安を解消し、幼小接続に関する理解を深めるため、例えば、各教育委員会や各学校・施設が連携・接続の意義等について説明する機会を設けたり、小学校における学習や生活について情報提供したり、小学校と幼稚園や保育所等が双方の保護者と意見交換する機会を設けたり、幼小の合同授業等を参観できる機会を設けたりすることが重要である。このほか、幼稚園、保育所、認定こども園の保護者と小学校の保護者との連携を促し、子育てに関する経験などが保護者同士で共有されるようにすることも効果的である。また、発達障害を含む全ての障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもに対する幼児期の教育から児童期の教育の円滑な接続に当たっては、家庭や地域の医療、福祉等の関係機関と連携することが必要である。

各学校・施設での教育に対する家庭や地域の人々、関係機関の理解の広がりや、各学校・施設における教育への連携・協力の意識を高めるといった効果が期待できる。

## <報告の概要>

○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）のポイント

○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）（概要）

○幼児期から児童期にかけての教育の構造等

○教育基本法の体系

○幼稚園・小学校教育の連続性・一貫性と学びの基礎力の育成について

# 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について (報告)のポイント

## <幼小接続の課題> (文部科学省調査より)

- ほとんどの地方公共団体で幼小接続の重要性を認識(都道府県100%、市町村99%)。
- その一方、幼小接続の取組は十分実施されているとはいえない状況(都道府県77%、市町村80%が未実施)。
- その理由・「接続関係を具体的にすることが難しい」(52%)、「幼小の教育の違いについて十分理解・意識していない」(34%)、「接続した教育課程の編成に積極的ではない」(23%)

## (報告のポイント)

### ① 幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方を示す

- 教育基本法や学校教育法において、幼小の教育の目的・目標(知・徳・体)は連続性・一貫性をもって構成。
- 幼小接続を体系的に理解するため、幼小接続の構造を「3段構造」(教育の目的・目標⇒教育課程⇒教育活動)で捉える。
- 幼小の教育の目標を「学びの基礎力の育成」という一つのつながりとして捉える。
- 幼児期の教育と小学校教育では、互いの教育を理解し、見通すことが必要。  
(その際、幼児期の教育と小学校教育は、それぞれ発達の違いを踏まえて教育を充実させることが重要であり、一方が他方に合わせるものではないことに留意。)

### ② 幼児期と児童期の教育活動をつなぎで捉える工夫を示す

- 幼小を通した学びの基礎力の育成を図るため、  
・ 幼児期の終わりから児童期(低学年)にかけては「三つの自立」(学びの自立、生活上の自立、精神的な自立)を育成。  
・ 上記に加え、児童期においては、「学力の三つの要素」(「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」)を育成。
- 学びの芽生えの時期(幼児期)、自覚的な学びの時期(児童期)という発達の段階の違いからくる、遊びの中での学びと各教科等の授業を通した学習という違いがあるものの、「人とのかかわり」や「ものとのかかわり」という直接的・具体的な対象とのかかわりで幼児期と児童期の教育活動のつながりを見通して円滑な移行を図ることが必要。

#### 「人とのかかわり」における留意点

##### <幼児期の終わり>

- 幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、相談したり互いの考えに折り合いをつけたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもってやり遂げる活動を計画的に進めることが必要。

#### 「ものとのかかわり」における留意点

##### <幼児期の終わり>

- 幼児の興味・関心や生活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で感得した法則性、言葉や文字、数量的な関係などを組み合わせて課題を解決したり、場面に応じて適切に使ったりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる活動を計画的に進めることが必要。

- 小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムの編成の留意点を示す。  
(幼稚園・保育所・認定こども園との連携協力(子どもの実態や指導の在り方等について理解を深める等)、授業時間や学習空間などの環境構成等の工夫(15分程度のモジュールによる時間割の構成等)など)
- 幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉える考え方の普及を図る。(幼児期の年長から児童期(低学年)の期間における子どもの発達や学びの連続性を踏まえて接続期を捉えることが必要。なお、接続期の実際の始期・終期は各学校・施設において適切な期間を設定。)

### ③ 幼小接続の取組を進めるための方策(連携・接続の体制づくり等)を示す

- 幼小接続の取組を進めるための方策として、幼小接続のための連携・接続の体制づくり、教職員の資質向上(研修体制の確立)、家庭や地域社会との連携・協力についてのポイントを示す。

# 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の在り方について(報告) (概要)

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育(幼稚園、保育所、認定こども園における教育)と児童期の教育(小学校における教育)の円滑な接続の在り方について検討し、以下のとおり、報告をとりまとめた。

## 1. 幼小接続の現状と課題

### (幼小接続の重要性)

- 子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが重要。

(本報告書における「幼小接続」については、幼稚園と小学校という学校同士の接続はもとより、保育所、認定こども園といった幼児期の教育を担う施設で行われる教育と小学校教育との接続も考慮した上で用いている。)

### (幼小接続の現状と課題)

- 文部科学省の調査結果からは、幼児と児童の交流活動や幼小の教職員の意見交換等の取組はある程度実施されているとともに、ほとんどの地方公共団体で幼小接続の重要性が認識されている。
- その一方、地方公共団体や各学校・施設(幼稚園・保育所・認定こども園と小学校)の幼小接続のための取組は十分実施されているとはいえない状況。
- その理由としては、「接続関係を具体的にすることが難しい」、「幼小の教育の違いについて十分理解・意識していない」、「接続した教育課程の編成に積極的ではない」があげられる。

### (本報告書のとりまとめの方向性)

- 幼小接続の取組を進めるには、まず何よりも子どもの発達や学びの連続性を踏まえた、幼児期から児童期にかけての教育のつながりを理解するための道筋を明らかにすることが必要。

(本報告書における「教育課程」には、保育所や認定こども園で編成・実施される「保育課程」を含むものとする。)

## 2. 幼小接続の体系

### (幼小接続の体系的理解)

- 幼小接続を体系的に理解するためには、幼小の教育を、「教育の目的・目標」→「教育課程」→「教育活動」で展開する「3段構造」で捉えることが必要。

### (教育の目的・目標)

- 教育基本法や学校教育法において、幼小の教育の目的・目標(知・徳・体)は連続性・一貫性をもって構成されている。
- 幼児期から児童期の教育は生涯にわたる学びの基礎となる極めて重要なものであることから、幼児期の教育と児童期の教育の目標を「学びの基礎力の育成」という一つのつながりとして捉えることが必要。

### (教育課程)

- 幼児期と児童期における教育課程の構成原理やそれに伴う指導方法等には、発達の段階に配慮した違いが存在するものの、こうした違いの理解・実践は、あくまで両者の目的・目標が連続性・一貫性をもって構成されているとの前提に立って行われなければならない。

### (教育活動)

- 幼児期から児童期にかけての時期は、学びの芽生えの時期(幼児期)と自覚的な学びの時期(児童期)という発達の段階の違いからくる、遊びの中での学びと各教科等の授業を通じた学習という違いがあるものの、「人とかかわり」や「ものとかかわり」という直接的・具体的な対象とかかわりで幼児期と児童期の教育活動のつながりを見通して、幼児期から児童期の教育への円滑な移行を図ることが必要。

### (幼児期から児童期にかけて求められる教育)

- 幼児期の教育では、児童期における教育の内容の深さや広がりをも十分理解した上で、行われること、いわば、今の学びがどのように育っていくのかを見通した教育課程の編成・実施が求められる。
- 児童期の教育では、幼児期における教育の内容の深さや広がりをも十分理解した上で行われること、いわば、今の学習がどのように育ってきたのかを見通した教育課程の編成・実施が求められる。
- その際、幼児期の教育と児童期の教育は、それぞれ発達の段階を踏まえて教育を充実させることが重要であり、一方が他方に合わせるものではないことに留意することが必要。

## 3. 幼小接続における教育課程編成・指導計画作成上の留意点

### (教育課程編成上の留意点)

- 学びの基礎力の育成を図るため、幼児期(特に幼児期の終わり)から児童期(低学年)にかけては、「三つの自立」(学びの自立、生活上の自立、精神的な自立)を養うことが必要。
- 児童期以降の教育においては、生涯にわたる学習基盤の形成、すなわち「学力の三つの要素」(「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に取り組む態度」)の育成に特に意を用いなければならない。
- 幼児期の終わりにおいては、学びの基礎力の育成を図るため、この時期にふさわしい「三つの自立」を養うことが求められる。児童期(低学年)においては、学びの基礎力の育成を図るため、この時期にふさわしい「三つの自立」を養うことを含め、教育活動全体を通じて「学力の三つの要素」を培うことが求められる。
- 幼児期から児童期にかけての教育においては、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しない(いわゆる「小1プロブレム」)などの課題を抱えている学校が見られる。これらの課題は、幼児期の教育の責のみに帰することも、児童期の教育の責のみに帰することもできず、両者が課題を共有し、共に手を携えて解決のための取組を進めていかなければならない。  
(幼児期と児童期が共通して抱える課題の解決のための具体的な手立てについては、「指導計画作成上の留意点」において、より具体的に述べており、各学校・施設においては、これらを手掛かりに、創意工夫し、それぞれの実情に応じた取組を進めていくことが必要。)

### (指導計画作成上の留意点)

#### ①「人とのかかわり」における留意点

##### <幼児期の終わり>

- 社会の構成員としての自覚をもって活動を始める重要な時期であることに鑑み、幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、相談したり互いの考えに折り合いをつけたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもってやり遂げる活動を計画的に進めることが必要。

##### <児童期(低学年)>

- 幼児期における「人とのかかわり」の指導の状況や実際の子どもの発達や学びの状況を十分把握しつつ、学校教育活動全体を通じ、与えられた課題について友達と助け合いながら、自分が果たすべき役割(学習や仕事)をしっかりと果たすといった集団規範性の形成を図る活動を計画的に進めることが必要。その際、幼児期の教育の方法を取り入れていくことも考えられる。

#### ②「ものとのかかわり」における留意点

##### <幼児期の終わり>

- 「思考力の芽生え」、「言葉の正しい使い方」、「豊かな感性と表現力の芽生え」(学校教育法)について、今まで学んできたことを総合化し、小学校生活に向けて学びを高めていくため、幼児の興味・関心や生活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で感得した法則性、言葉や文字、数量的な関係などを組み合わせる課題を解決したり、場面に応じて適切に使ったりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる活動を計画的に進めることが必要。

### <児童期(低学年)>

○ 幼児期における「ものとかかわり」の指導の状況や実際の子どもの発達や学びの状況を十分把握しつつ、各教科等の指導を通じ、日常生活に必要な基礎的な国語の能力、生活に必要な数量的な関係の正しい理解や基礎的な処理能力、生活にかかわる自然事象についての実感的な理解と基礎的な能力、音や音楽のよさや面白さを感じ取りながら表現・鑑賞する能力、身近な自然物や人工の材料の形や色などから発想や構想の能力などの育成を図るための活動を計画的に進めることが必要。その際、幼児期の教育の方法を取り入れていくことも考えられる。

#### ③人やものとかかわりと言葉や表現の関係

○ 人やものとかかわりを支えるために重要な役割を担うのが言葉や表現である。言葉や表現は学びの基礎力を育む上で極めて重要であり、学びの基礎力が育まれる中で言葉や表現も発達していく。こうした言葉や表現の重要性を踏まえ、言葉や表現を通じて他の子どもや教職員・保護者とのやりとりを行うことで気付きや思考を深めようとする活動が展開されるよう、留意することが必要。

#### ④スタートカリキュラムの編成における留意点

○ 小学校入学時に、幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムが生活科などを中心に各小学校において進められており、今後ともその取組を進めていくことが必要。

スタートカリキュラムを編成する上での主な留意点は次のとおり。

- ・幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること
- ・個々の児童に対応した取組であること
- ・学校全体での取組とすること
- ・保護者への適切な説明を行うこと
- ・授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること

#### →各学校・施設において幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿をイメージする

○ 各幼稚園等の取組の参考となるよう、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿を参考例として示している。

## 4. 幼小接続の取組を進めるための方策

### (連携・接続の体制づくり)

○ 幼小接続の取組は、教職員の交流などの人的な連携から始まり、次第に両者が抱える教育上の課題を共有し、やがて幼児期から児童期への教育のつながりを確保する教育課程の編成・実施へと発展していく。その際、都道府県・市町村には、教育委員会を中心として関係部局が連携し、各学校・施設へ積極的な支援を行うなどのリーダーシップが求められる。

○ 幼小接続のための連携・接続の関係を明らかにして各学校・施設が共有し、後戻りのない取組を進めていくことが必要。その際、都道府県や市町村の教育委員会等があらかじめ連携・接続に関する基本方針や支援方策を策定し、各学校・施設はそれらを踏まえて連携や接続の取組を進めることが望ましい。

(連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安は、次のとおり。)

- ・ステップ0 連携の予定・計画がまだ無い。
- ・ステップ1 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ・ステップ2 年数回の授業、行事、研究会などがあるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ・ステップ3 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ・ステップ4 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

### (教職員の資質向上)

- 幼小接続に関し教職員に求められる資質としては、
  - ・幼児期と児童期の教育課程・指導方法等の違い、子どもの発達や学びの現状等を正しく理解する力
  - ・幼児期の教育を担当する教職員は児童期の教育を見通す力
  - ・児童期の教育を担当する教員は幼児期の教育を見通す力
  - ・上記を踏まえ、今の教育活動を構成・実践する力
  - ・他の教職員や保護者と連携・接続のために必要な関係を構築する力があり、こうした資質の向上を図るべく、各学校・施設研修や行政主催研修といった研修体制を確立することが必要。

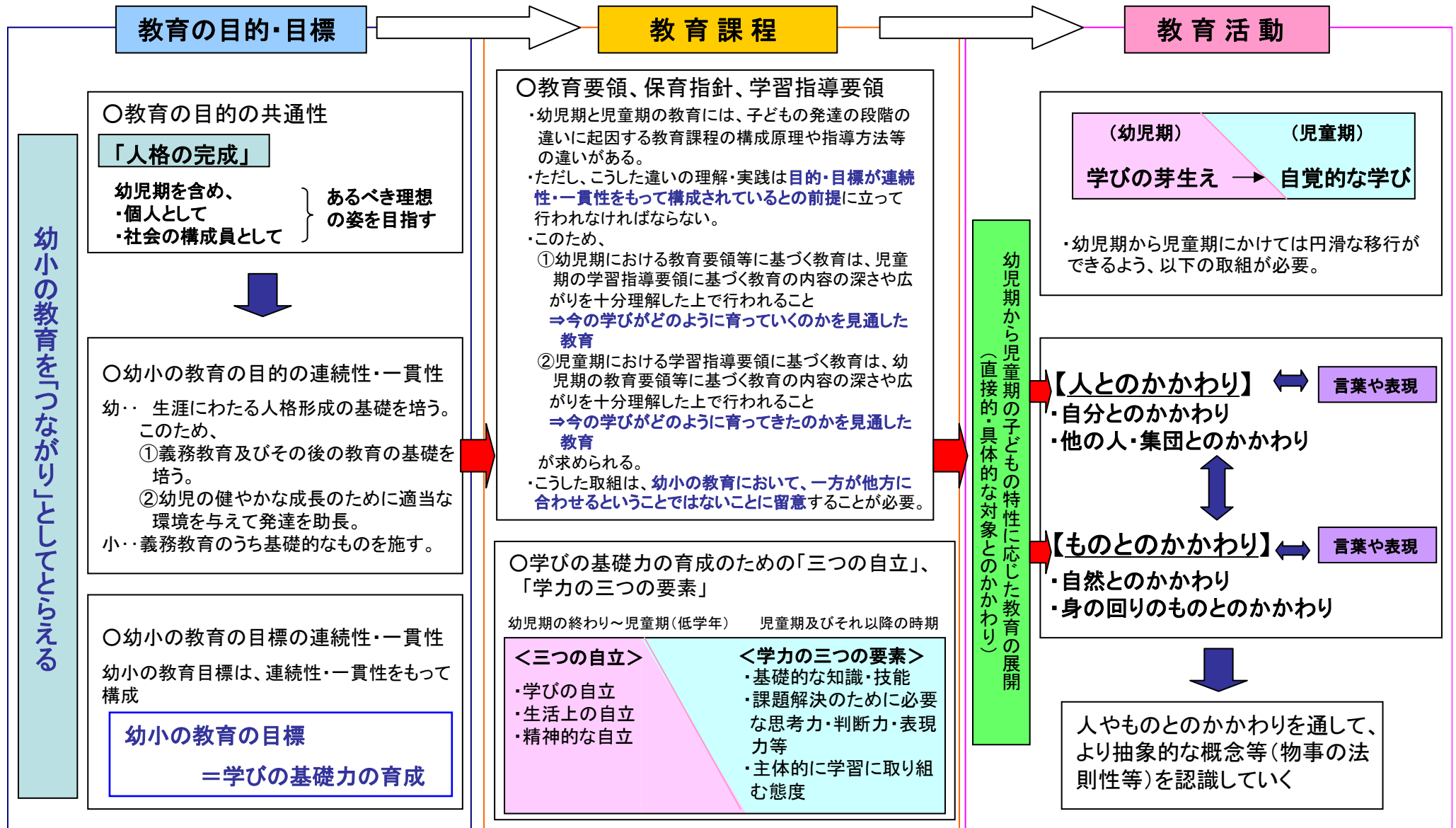
### (幼児期と児童期をつなぎとして捉える工夫(接続期))

- 幼小接続を積極的に進めるためには、幼児期と児童期をつなぎとして捉える工夫が必要であり、幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつなぎとして捉える考え方を普及することが必要。
- 接続期は、幼児期の教育から児童期の教育への単なる準備期間や馴れの期間と捉えるべきではなく、幼児期全体と児童期全体を通じた子どもの発達や学びの連続性を意識する中で、幼児期の年長から児童期(低学年)の期間における子どもの発達や学びの連続性を踏まえて捉えることが必要。
- 接続期の始期・終期については、各学校・施設において、適切な期間を設定して幼小接続の実践を工夫していくことが必要。また、国においては、研究開発学校等において接続期に関する研究を支援するなどの取組が求められる。

### (家庭や地域社会との連携・協力)

- 家庭や地域社会との連携・協力が重要であり、共に子どもを育てていくという視点に立って、家庭や地域社会との連携を深め、子どもの生活の充実と活性化を図ることが大切である。このため、幼小接続に関する保護者の理解を得て小学校就学の不安解消のための取組を行うことが必要。また、障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもに対する幼小接続に当たっては、家庭や地域の医療、福祉等の関係機関と連携することが必要。家庭や地域の人々、関係機関の理解の広がりや、各学校・施設の教育への連携・協力の意識を高めることが期待できる。

# 幼児期から児童期にかけての教育の構造等



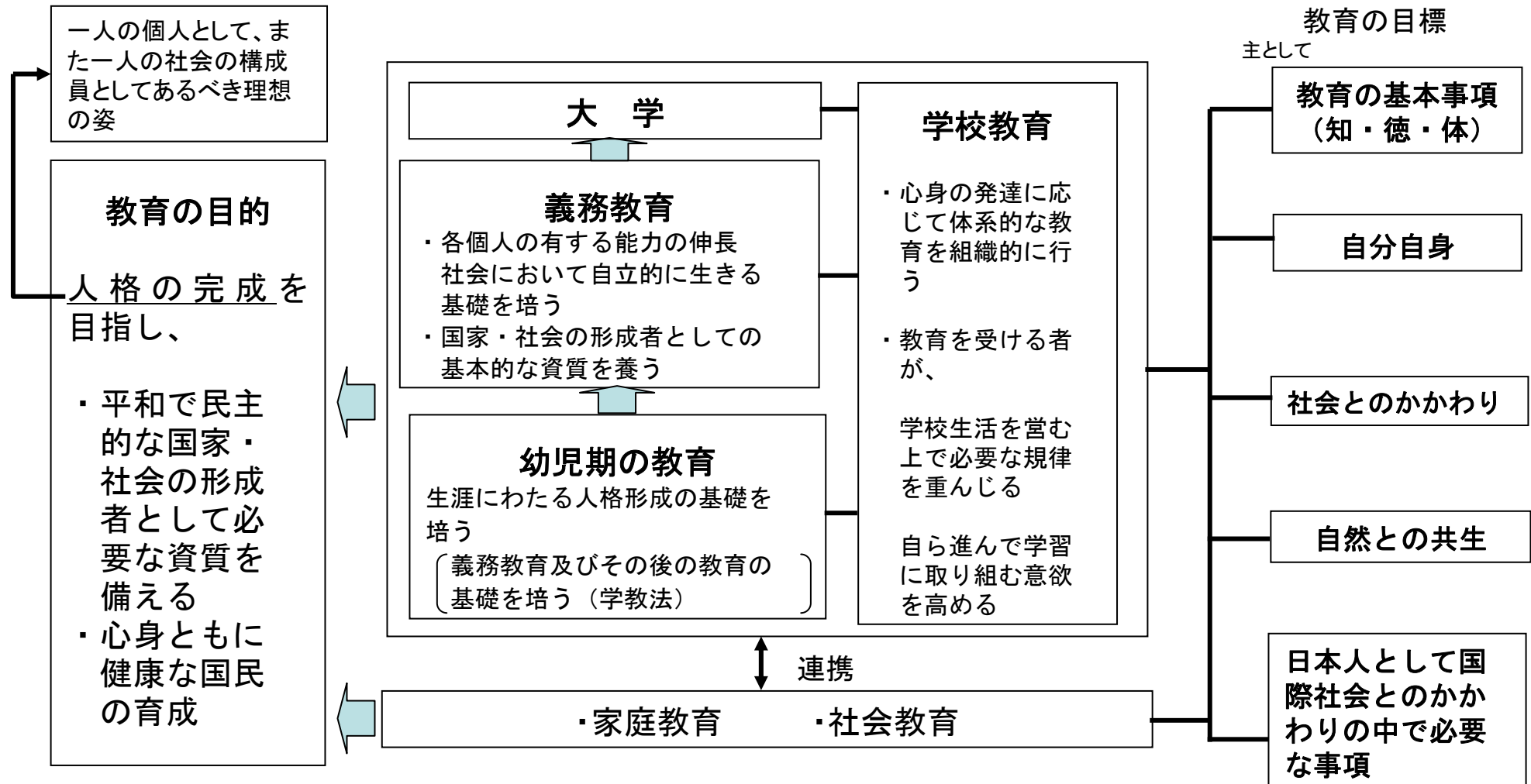
(※1)・「学びの自立」・自分にとって興味・関心があり、価値があると感じられる活動を自ら進んで行うとともに、人の話をよく聞いて、それを参考にして自分の考えを深め、自分の思いや考えなどを適切な方法で表現すること。  
 ・「生活上の自立」・生活上に必要な習慣や技能を身に付けて、身近な人々、社会及び自然と適切にかかわり、自らよりよい生活を創り出していくこと。  
 ・「精神的な自立」・自分のよさや可能性に気付き、意欲や自信をもつことによって、現在及び将来における自分自身の在り方や夢や希望をもち、前向きに生活していくこと。

(※2)「教育の目的・目標」→「教育課程」→「教育活動」という流れに加え、実際には「教育活動」から「教育課程」を見直すといった流れもある。



# 教育基本法の体系

- ・教育の中で必要となる事項は主として、教育の基本事項（知・徳・体）、自分自身、社会とのかかわり、自然との共生、日本人として国際社会とのかかわりの中で必要な事項からなる。
- ・学校は、幼児期から大学までこれらの教育を体系的かつ組織的に行うもの。



※「幼児期の教育」・・・当該教育のうち、幼稚園担当部分（保育所、認定こども園の教育機能部分を含む）として使用。それ以外の教育は家庭教育、社会教育に含む。

# 幼稚園・小学校教育の連続性・一貫性と学びの基礎力の育成について

幼稚園教育(学教法第23条)

小学校教育(義務教育)の目標(学教法第21条)

## 学びの基礎力の育成

### <知>

- ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する正しい理解
- ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する思考力の芽生え
- ④ 言葉の正しい使い方
- ⑤ 豊かな感性と表現力の芽生え

### <徳>

- ② 家族や身近な人への信頼感
- ② 自律及び協同の精神
- ② 規範意識の芽生え
- ② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度
- ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味、態度
- ④ 相手の話を理解しようとする態度

### <体>

- ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣
- ① 身体諸機能の調和的発達

### <知>

- ① 公正な判断力
- ③ 我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解
- ③ 外国の文化の理解
- ④ 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項についての基礎的な理解
- ④ 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項についての基礎的な技能
- ⑤ 生活に必要な国語の正しい理解
- ⑤ 生活に必要な国語を正しく使用する基礎的な能力
- ⑥ 生活に必要な数量的な関係の正しい理解
- ⑥ 生活に必要な数量的な関係を正しく処理する基礎的な能力
- ⑦ 生活にかかわる自然現象についての科学的な理解
- ⑦ 生活にかかわる自然現象について、科学的に処理する基礎的な能力
- ⑨ 音楽、美術、文芸その他の芸術についての基礎的な理解
- ⑨ 音楽、美術、文芸その他の芸術についての基礎的な技能
- ⑩ 将来の進路を選択する能力

### <徳>

- ① 自主、自律及び協同の精神
- ① 規範意識
- ① 公共の精神
- ① 主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度
- ② 生命及び自然を尊重する精神
- ② 環境の保全に寄与する態度
- ③ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度
- ③ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度
- ⑩ 勤労を重んずる態度

### <体>

- ⑧ 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣
- ⑧ 運動を通じた体力の向上
- ⑧ 心身の調和的発達

## < 関 連 資 料 >

- 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」  
委員名簿
  
- 審議の経過
  
- 関係法令（教育基本法、学校教育法）
  
- 幼小接続関係調査結果（幼小の交流状況等）

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」

委員名簿

|          |      |                           |
|----------|------|---------------------------|
| 赤石       | 元子   | 東京学芸大学附属幼稚園副園長            |
| ○秋田      | 喜代美※ | 東京大学大学院教授                 |
| 岩立       | 京子   | 東京学芸大学教授                  |
| 榎沢       | 良彦   | 淑徳大学教授                    |
| 太田       | 早津美※ | 名古屋市子ども青少年局子育て家庭部保育事業主幹   |
| 岡上       | 直子※  | 練馬区立光が丘さくら幼稚園長            |
| 押谷       | 由夫※  | 昭和女子大学教授                  |
| 神長       | 美津子※ | 東京成徳大学教授                  |
| 神村       | 大輔   | 上越教育大学附属小学校副校長            |
| 岸本       | 佳子   | 神戸大学附属幼稚園副園長              |
| 木下       | 光二※  | 鳴門教育大学大学院准教授              |
| 河野       | 秀樹   | さいたま市教育委員会主任指導主事          |
| 嶋田       | あけみ  | 大田区立南馬込第二保育園長             |
| 角田       | 元良   | 聖徳大学大学院教授                 |
| 奈須       | 正裕※  | 上智大学教授                    |
| 北條       | 泰雅※  | みなと幼稚園長                   |
| 向山       | 行雄   | 中央区立泰明小学校長・幼稚園長           |
| ◎無藤      | 隆※   | 白梅学園大学教授                  |
| 山本       | 勝義   | 社会福祉法人 I C A 理事長、市場保育園長   |
| 湯川       | 嘉津美  | 上智大学教授                    |
| 若盛       | 正城   | 認定こども園こどものもり園長            |
| (オブザーバー) |      |                           |
| 丸山       | 裕美子  | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育指導専門官 |

◎… 座長、○…副座長、※…検討ワーキンググループメンバー

(平成22年11月現在、50音順、敬称略)

## 審 議 の 経 過

### ○第1回 平成22年 3月19日

- ・座長の選任等
- ・幼小接続の現状説明と自由討議

### ○第2回 平成22年 4月13日

- ・委員からのプレゼンテーション①  
(無藤委員、神長委員、岡上委員、嶋田委員、角田委員)
- ・質疑応答、意見交換

### ○第3回 平成22年 4月23日

- ・委員からのプレゼンテーション②  
(秋田委員、木下委員、北條委員、向山委員)
- ・質疑応答、意見交換

### ○第4回 平成22年 5月 6日

- ・委員からのプレゼンテーション③  
(奈須委員、湯川委員、赤石委員、河野委員)
- ・質疑応答、意見交換

### ○第5回 平成22年 5月11日

- ・委員からのプレゼンテーション④  
(岩立委員、押谷委員、若盛委員、太田委員)
- ・質疑応答、意見交換

### ○第6回 平成22年 5月28日

- ・委員からのプレゼンテーション⑤  
(榎沢委員、岸本委員、山本委員、神村委員)
- ・質疑応答、意見交換

### ○第7回 平成22年 6月30日

- ・幼小接続に関する論点別協議①

- ・幼児期から小学校にかけて身に付けてほしい力
- ・幼児期から小学校にかけて身に付けてほしい力を育成するための活動
- ・幼小の指導観・子ども観などの違い、指導方法・指導体制の工夫の必要性
- ・幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の在り方（接続期など）
- ・教育環境等との関連

○第8回 平成22年 7月16日

・幼小接続に関する論点別協議②

- ・ 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性
- ・ 幼児期から小学校にかけて身に付けてほしい力
- ・ 幼児期から小学校にかけて身に付けてほしい力を育成するための活動
- ・ 幼小の指導観・子ども観などの違い、指導方法・指導体制の工夫の必要性
- ・ 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の在り方（接続期など）
- ・ 教育環境等との関連
- ・ 小学校のスタートカリキュラム

〔検討ワーキンググループ〕

○第1回 平成22年 8月17日

・ 報告書案の作成に向けた検討①

○第2回 平成22年 8月31日

・ 報告書案の作成に向けた検討②

○第3回 平成22年 9月29日

・ 報告書案の作成に向けた検討③

○第9回 平成22年10月 6日

・ 報告書・座長試案について協議

○第10回 平成22年10月15日

・ 報告書案について協議

・ 報告書のとりまとめについて座長一任

○平成22年11月11日 報告書のとりまとめ

## 関係法令（教育基本法、学校教育法）

### ○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

#### （教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### （教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### （学校教育）

#### 第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### （幼児期の教育）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

#### （学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

### ○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）

第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

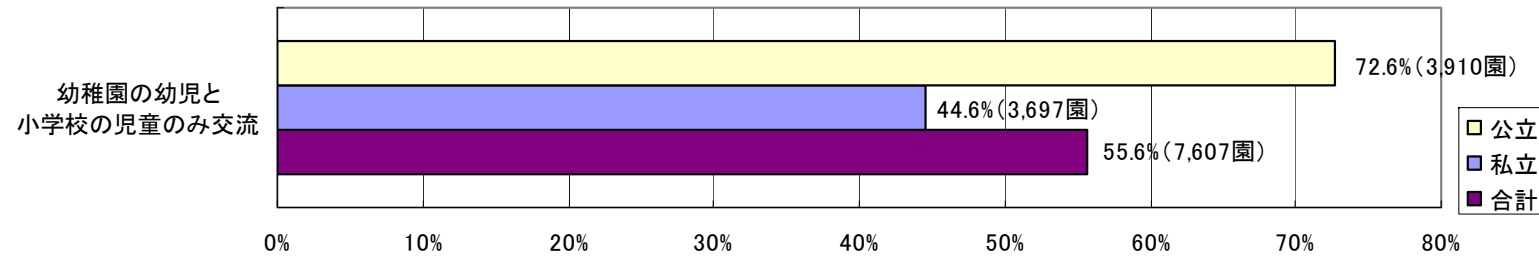
第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

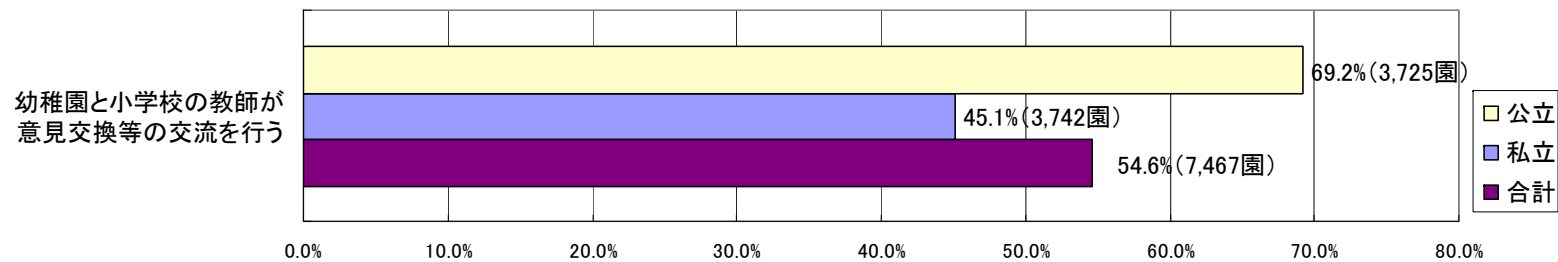


# 幼小の交流状況

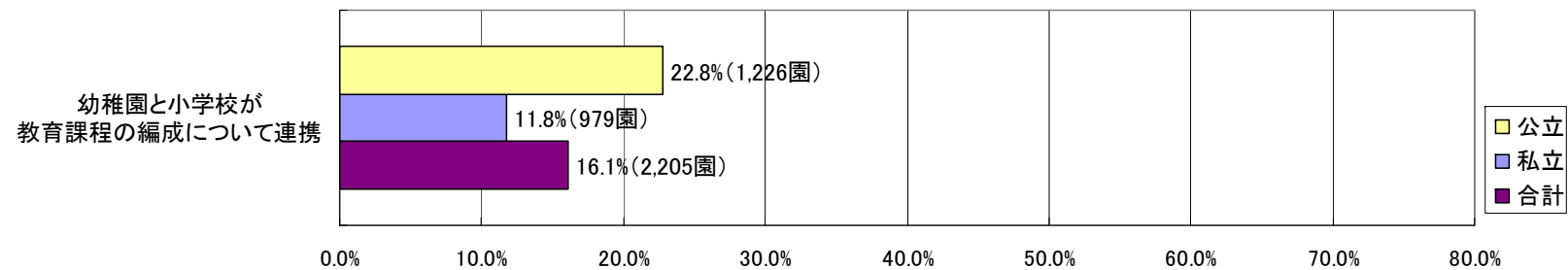
## ○幼児と児童の交流状況



## ○教師同士の交流状況



## ○教育課程の編成に関する工夫の状況



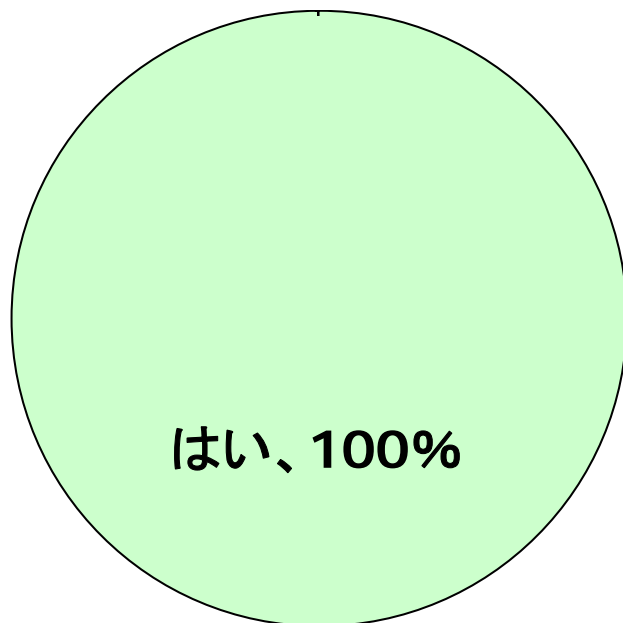
(出典) 文部科学省幼児教育課「平成20年度幼児教育実態調査」

# 1. 幼稚園と小学校における教育が接続する事は重要であると思うか

〔 文部科学省:平成21年11月調べ 〕

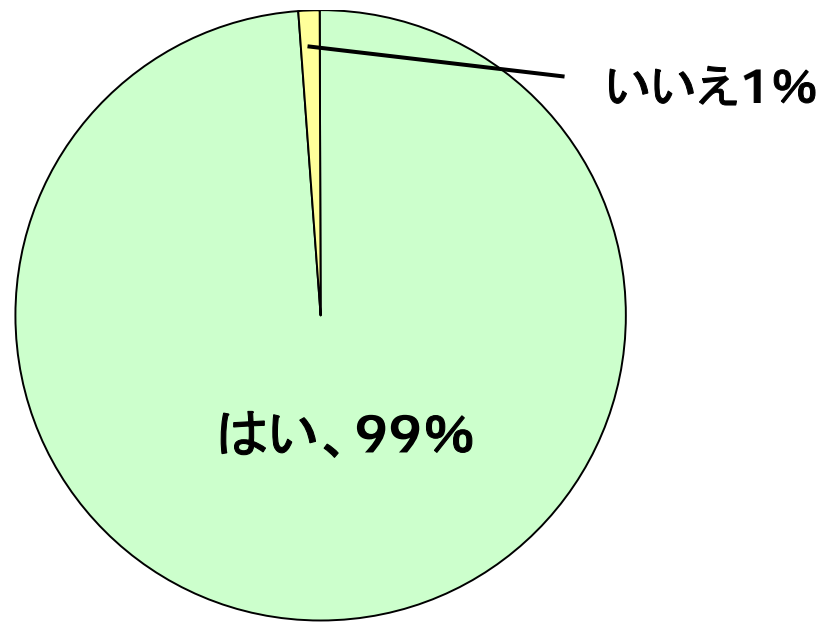
ほぼ全ての自治体が、幼稚園教育と小学校教育の接続は、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要であると認識している。

## ●各都道府県



〔 都道府県(47) 〕

## ●市町村(政令指定都市・中核都市含む)



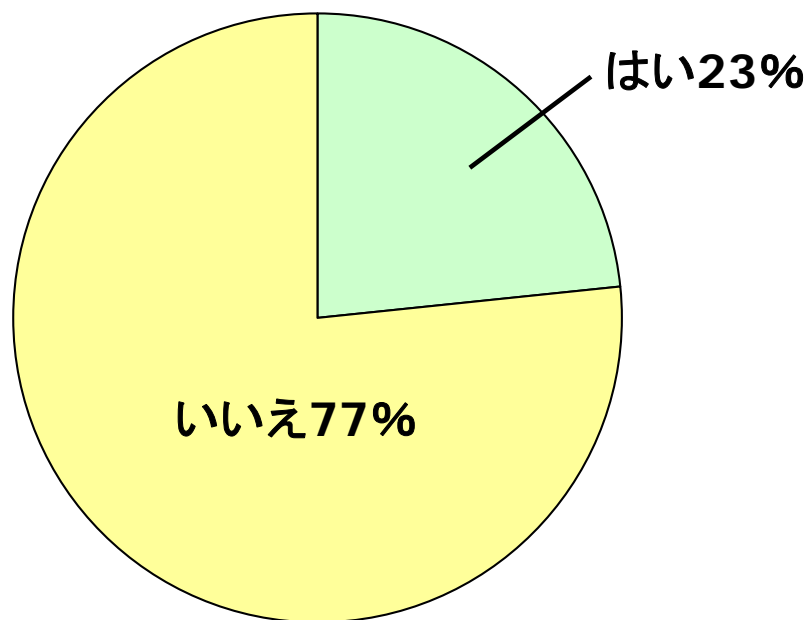
〔 市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1) 〕

## 2. 教育課程上の接続のための取り組みを行っているか

〔 文部科学省:平成21年11月調べ 〕

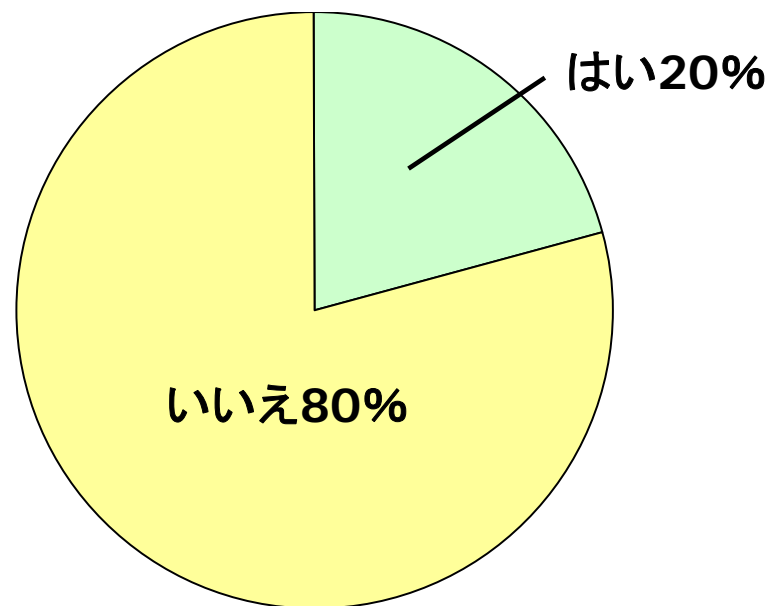
ほとんどの都道府県、市町村で幼稚園教育と小学校教育の接続のための取り組みが行われていない。

●「教育課程編成のモデル・手法等を示していますか」に対する都道府県の回答



〔 都道府県(47) 〕

●「接続のために取り組みが行われていますか」に対する市町村、政令都市、中核都市の回答



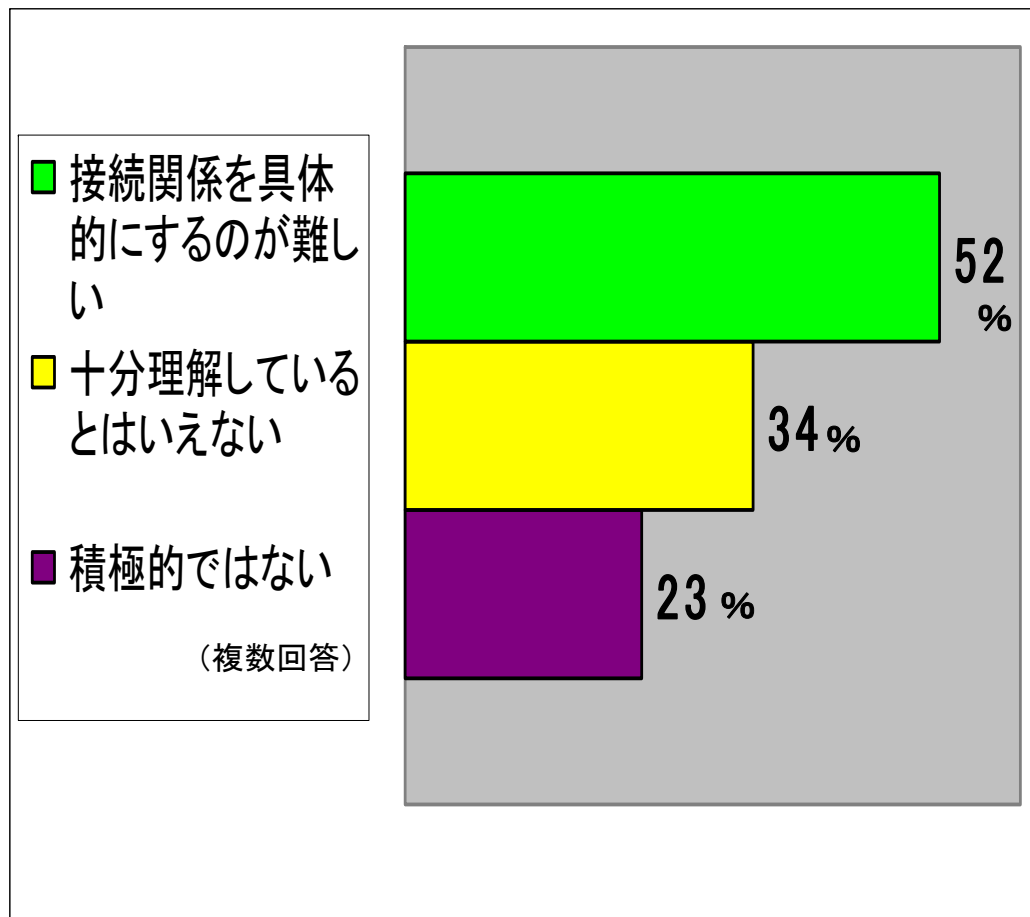
〔 市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1) 〕

### 3. 教育課程上の接続のための取り組みが行われていないのはなぜか

〔 文部科学省：平成21年11月調べ 〕

幼小接続の重要性を認識しながらその取り組みが進んでいない理由は、

- ・幼稚園と小学校の教育課程の接続関係が分からない
- ・幼稚園教育と小学校教育の違いが十分理解されていない
- ・(このため)教育課程の接続に積極的になれないことがあげられる。



〔市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1)〕

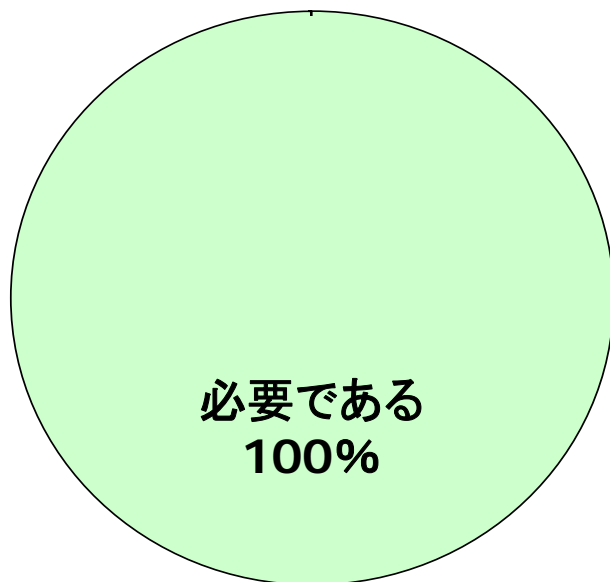
※都道府県については調査未実施

## 4. 幼小接続を推進するため、特定の時期を接続期として捉え、双方が協力して教育課程を編成していくことが必要か

〔 文部科学省：平成21年11月調べ 〕

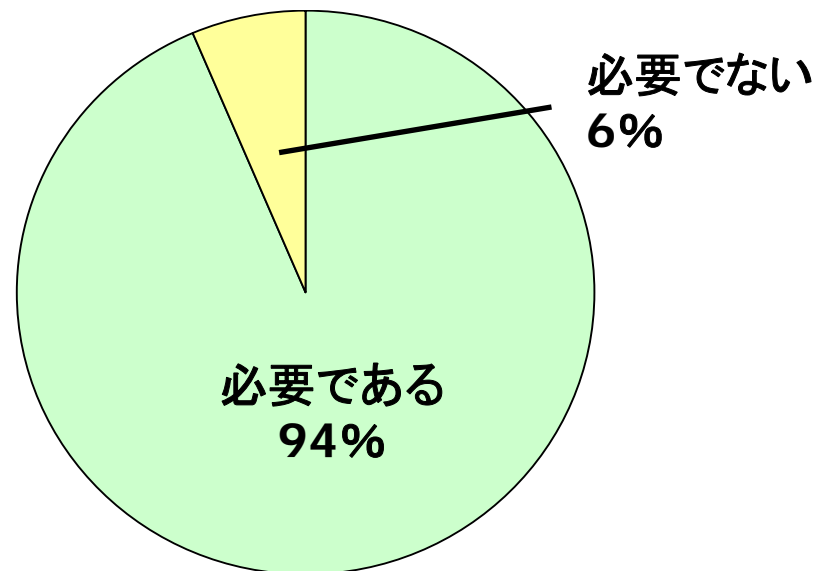
ほぼ全ての自治体が、幼稚園教育と小学校教育の接続のため、双方にまたがる「接続期」を設け、幼小が協力して教育課程を編成する必要があると考えている。

●都道府県



〔 都道府県(47) 〕

●各市町村、指定都市、中核都市



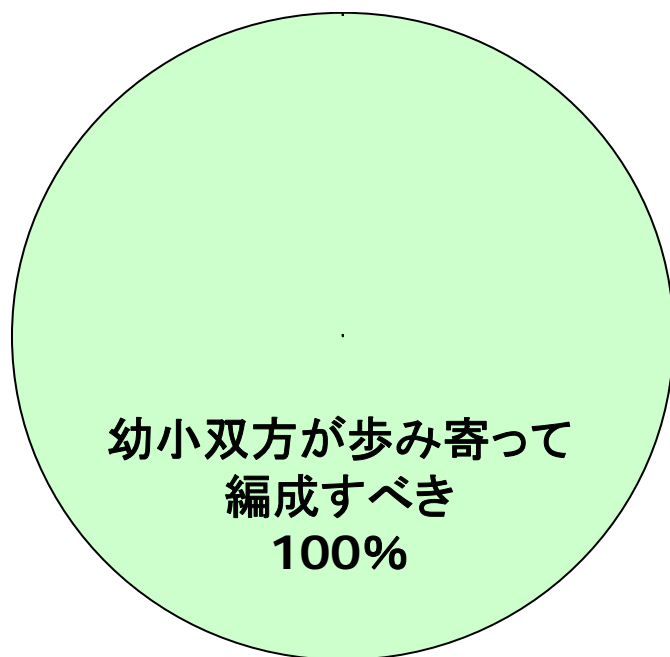
〔 市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1) 〕

## 5. 幼稚園と小学校の教育課程の接続を推進していくために、大切だと思うことはなにか

〔 文部科学省：平成21年11月調べ 〕

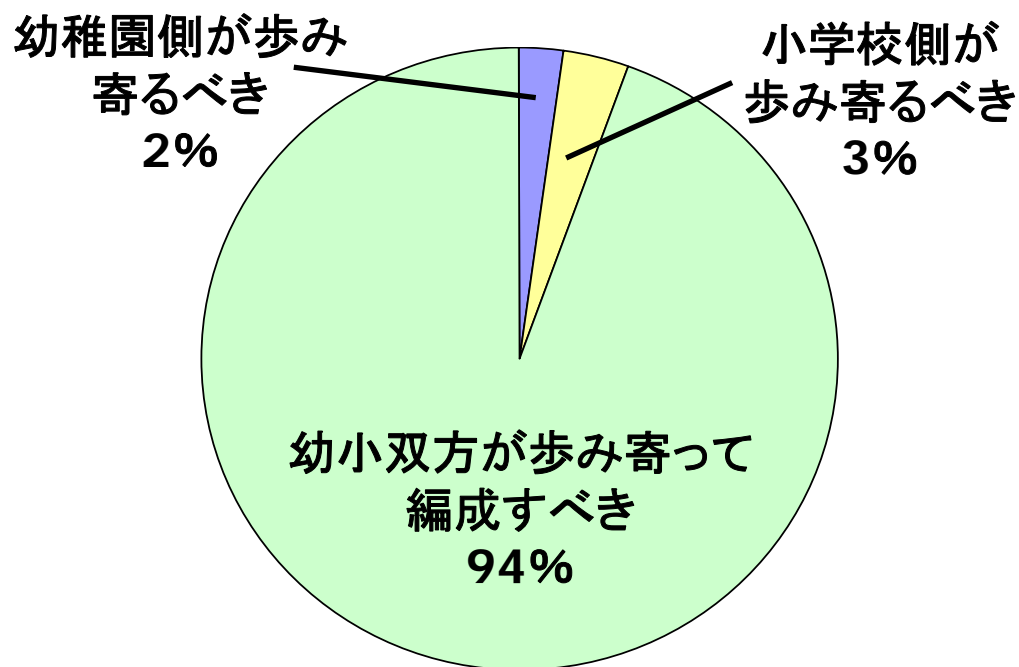
ほぼ全ての自治体が、「接続期」の教育課程は幼稚園と小学校が歩み寄って編成すべきであり、一方が他方に合わせるべきではないと考えている。

### ●各都道府県



〔 都道府県(47) 〕

### ●市町村(政令指定都市・中核都市含む)



〔市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1)〕

# 6. 教育課程の接続上、幼稚園教育と小学校教育の接続を意識する時期は、いつ頃か

〔 文部科学省：平成21年11月調べ 〕

「接続期」の始期と終期については、自治体によって様々であり、一概にはいえない。

